

## *Bhaṭṭikāvya* 8.70–93: *Aṣṭādhyāyī* 1.4.24–55 と 1.4.84–98 の例証\*

川村 悠人

### 1. 解題

#### 1.1. *Bhaṭṭikāvya* について

6世紀から7世紀に活躍した詩人かつ文法家であるバツティ (Bhaṭṭi) が著した *Bhaṭṭikāvya* は、大叙事詩 *Rāmāyaṇa* を題材として英雄ラーマ (Rāma) の物語を歌い上げた文学作品である<sup>1</sup>。作品中には韻律や修辭をはじめとする多くの美文的要素が盛り込まれており、同作品は古典サンスクリット文学中でも詩的価値の高い作品の一つとして知られる<sup>2</sup>。しかし作者バツティの真の目的はラーマ物語を美文調で歌い上げるのではなく、ラーマ物語を描写する際の詩節の語や表現を通じて、インド最大の文法家パーニニ (Pāṇini, 紀元前500年頃) の手になる *Aṣṭādhyāyī* (以下A) 中の文法規則を巧みに例証することにある。*Bhaṭṭikāvya* 中で使用される語や表現は、パーニニが規定した何らかの文法規則が適用された結果としての例 (udāharaṇa) であり、同作品は言わば文法規則の例集である。作品の第10章から第13章では詩学に関わる修辭 (alaṃkāra) や美質 (guṇa) 等も例証されるが、バツティが文法規則の例証

\*本稿を著すに当たり、東京大学大学院博士課程後期・日本学術振興会特別研究員である友成有紀氏から、ジャヤマンガラ注付き *Bhaṭṭikāvya* のテキストを提供して頂いた。この刊本は本稿で底本としたものである。ここに記して友成氏に御礼申し上げる。

<sup>1</sup>*Rāvanavadha* (『ラーヴァナ退治』) と呼ばれるが本稿では *Bhaṭṭikāvya* (BhK) で統一する。

<sup>2</sup>また、*Bhaṭṭikāvya* は古代ジャワ語で著された現存する最古の詩作品 *Rāmāyaṇa Kakawin* の基になったとされる。*Rāmāyaṇa Kakawin* の概要とそれに関する先行研究については岩本 [1980: 307–316; 1985: 300–309] を参照せよ。

を作品の主要な目的としていることについては後述する。

パーニニ文法学の伝統の流れを文法家によって区分するならば、大略パーニニ、カーティアヤナ (Kātyāyana, 紀元前3世紀)、パタンジャリ (Patañjali, 紀元前2世紀) という文法学の三聖 (trimuni) による文法学確立期、バルトリハリ (Bhartṛhari, 5世紀) による言語哲学の体系化からジャヤーディティア (Jayāditya, 7世紀) とヴァーマナ (Vāmana, 7世紀) に代表される注釈文献再編集までの文法学期、バットージディークシタ (Bhaṭṭojidīksita, 16世紀後半から17世紀早期)、カウングバツタ (Kaundabhaṭṭa, 17世紀)、ナーゲーシャバツタ (Nāgeśabhaṭṭa, 17世紀末から18世紀前半) に代表される新文法学期というように三区別することができる<sup>3</sup>。この内 *Bhaṭṭikāvya* は文法学期、それもおそらくバルトリハリの著作以降かつ *Kāśikāvṛtti* 以前に著された作品である<sup>4</sup>。

<sup>3</sup>以上の区分については小川 [2002] の緒言を参照。インド文法学の概要については辻 [1974] とヴィンテルニッツ [1973: 5–35] を見よ。

<sup>4</sup>*Bhaṭṭikāvya* の時期が *Kāśikāvṛtti* 以前だとされるのは、*Kāśikāvṛtti* が掲げる詩節に対する *Nyāsa* の言明に基づく。そこで *Nyāsa* は *Kāśikāvṛtti* 以前にチューッリ (Cūlli)、バツティ (Bhaṭṭi)、ナッルーラ (Nallūra) 等の人物がパーニニのストラ (即ち *Aṣṭādhyāyī*) に注釈を書いたと述べている。しかし *Nyāsa* の言う「バツティ」が果たして *Bhaṭṭikāvya* を著したバツティのことであるかどうかは定かではない。以上は Kane [1971: 76–77] 参照。M. A. Karandikar and S. Karandikar [1982: xiv] は、*Bhaṭṭikāvya* それ自体の中に見られる文法規則の解説に *Nyāsa* は言及している、と解釈している。*Aṣṭādhyāyī* に対するバツティの手になる注釈書は今の所発見されていない。*Nyāsa* on KV's opening verse 1: tatra ca vṛtiḥ—pāṇinipraṇitānām sūtrāṇām vivaraṇaṃ cūllibhaṭṭinallūrādiviracitam / (「そし

*Bhāṭṭikāvya* は全22章からなる作品であるが、その内の実に18章分がパーニニの文法規則の例証に当てられていることから分かるように、同作品は文典としての性格を多分に持つ、古代インドの文法家達に尊ばれて来た権威ある作品であり、後代の文法学にも影響を与えている<sup>5</sup>。しかし、Leonardi[1972]<sup>6</sup>、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982]、Fallon[2009]等によって作品自体の翻訳は公表されているものの、その文法的側面の詳細な研究、言い換えれば詩学に関する事柄を扱う章以外の章の精密な研究は全くなされてないのが現状である。*Bhāṭṭikāvya* における文法的な問題に触れている研究としては Narang[1969] と Shah[1984] があるが、どちらも作品中の局所的な詩節を簡素に扱っているに過ぎない<sup>7</sup>。

本稿は、同作品に対する最古の注釈家ジャヤマンガラ (Jayamaṅgala, ca. 800–1050) とカーヴィアの代表的な注釈家マッリナータ (Mallinātha, 14世紀から15世紀) の注釈を主に参照しながら、バツティが *kāraka* 術語規則 (*saṃjñāsūtra*) と *karmapravacanīya* 術語規則の例証の際に使用する語や表現とそれら文法規則との対応を整理し、特筆すべき点を書き留め

てその内、*vṛtti* について。パーニニが作成したストトラに対する注釈を、チューツリ、バツティ、ナッルーラ等が著した<sup>8</sup>)

<sup>5</sup>Trivedi[1898: x]、Shah[1984: 55] 及びヴィンテルニッツ [1966: 67] 参照。例えば、バットーグディークシタは *Siddhāntakaumudī* と *Praudhāmanoramā* において、或る場合にはパーニニの規則に対する自身の見解を根拠付けるために、また或る場合にはその言語使用が明らかにパーニニ文法から逸脱したものであることを説明するために、時折 *Bhāṭṭikāvya* からの引用を見ている。詳細は Trivedi[1898: x] を見よ。また、シャラナデーヴァ (Śaraṇadeva, 12世紀) は *Durghaṭavṛtti* 中で様々な文学作品からの引用を見せ、その言語使用について議論しているが、*Bhāṭṭikāvya* も70回引用され、この数は引用される作品の中で最も多い。これらの事実は *Bhāṭṭikāvya* の影響力を如実に物語っている。なお、*Durghaṭavṛtti* を含め、文法学文献に引用される *Bhāṭṭikāvya* の詩節については Shah[1984] を見よ。

<sup>6</sup>この研究書が初めて *Bhāṭṭikāvya* の全訳を提示したものである。

<sup>7</sup>Shah[1984] は、文法的な問題を孕む *Bhāṭṭikāvya* 中の表現をシャラナデーヴァがパーニニ文法学の体系の中でどのように正当化しているか、または彼がどのような文脈で *Bhāṭṭikāvya* 中の表現を引用しているかを他の文法家達の解釈を紹介しながら考察した論文である。

て、必要があれば若干の考察を加えようとするものである<sup>8</sup>。そしてバツティの規則例証の方法とその姿勢の一端を解明する<sup>9</sup>。

## 1.2. *Bhāṭṭikāvya* のカーヴィアとしての区分

### 1.2.1. mahākāvya

上述したように、*Bhāṭṭikāvya* は文法規則と修辭等の例証を目的とする作品であるが、表面上は *Rāmāyaṇa* を題材にラーマの物語を描いた全22章約1600詩節からなる文学作品であり<sup>10</sup>、伝統的にマハーカーヴィア (*mahākāvya*) として認められている<sup>11</sup>。ジャヤマンガラとバラタマツリカ (Bharatamallika, ca. 1800) は *Bhāṭṭikāvya* をマハーカーヴィアであると明言しており<sup>12</sup>、マッリナータも、注釈の冒頭部に掲げた詩節の内容から判断するに同様の見解を持っている<sup>13</sup>。ダンディン (Daṇḍin, 8世紀) が与えたマハーカーヴィアの定義と *Bhāṭṭikāvya* の内容が適合することは各研究者も認めるところである<sup>14</sup>。

<sup>8</sup>*Bhāṭṭikāvya* を読み解くには注釈書を合わせて参照することが必須となる。その理由については 1.8 を見よ。なお、*Bhāṭṭikāvya* に書かれた注釈書については Trivedi[1898: xxiii–xxiv]、Narang[1969: 25–32] 及び Krishnamachariar[1974: 144–145] を参照せよ。

<sup>9</sup>最も古い注釈書が伝える読みの方が原典に近い可能性が高いと考えられるため、本稿で提示するテキストと詩節番号は注記しない限りジャヤマンガラのものに基づいている。テキスト解釈にほとんど影響を与えない異読の注記は省略するが、ジャヤマンガラとマッリナータの間に本稿が扱う問題にとって重要な異読がある場合はその都度考察を加える。

<sup>10</sup>注釈書 *Jayamaṅgalā* に従えば計1625詩節である。

<sup>11</sup>*Bhāṭṭikāvya* の各章で描かれる内容については Narang[1969: 1–8]、*Bhāṭṭikāvya* と *Rāmāyaṇa* における登場人物や内容等に関する相違点については Narang[1969: 9–15] を見よ。

<sup>12</sup>注32を見よ。

<sup>13</sup>Mallinātha's opening verse 8: *nagarārṇavaśailādivarṇanam cātra sambhavi / phalaṃ daśānanavadhaḥ śabdaḥ śiṣṭapuraskṛtaḥ //* (「ここ(作品中)では、都・海・山等の描写がなされ、十顔者(ラーヴァナ)の討伐という結末があり、そして教養文化人達が敬意を払う語が使用される。)

「都・海・山等の描写がなされる」という説明から、マッリナータが *Bhāṭṭikāvya* をマハーカーヴィアと見なしていることが窺える。何故なら、マッリナータはヴィディアーナータ (Vidyānātha, 14世紀初頭) の文学理論書 *Pratāparudrayaśobhūṣaṇa* の説明に従い、都・海・山等の描写がなされることをマハーカーヴィアの条件と考えているからである。マッリナータのマハーカーヴィア観について詳細は川村 [2011a: 173–174] を見よ。

<sup>14</sup>KĀ 1.14–19: *sargabandho mahākavyam ucyaṭe ta-*

即ち、*Bhāṭṭikāvya* は全 22 章からなる章の連結体 (sargabandha) であり、神の賛美あるいは内容の提示 (vastunirdeśa) を行う詩節を持って開始される<sup>15</sup>。*Rāmāyaṇa* を題材とし、ヴィシュヌ (Viṣṇu) の化身としてラーマを主人公とする。ラーマが練達かつ高潔な (caturodātta) 人物であることは言うまでもない。都・海・山等の描写がなされ、様々な修辭が使用される。〈勇

sya lakṣaṇam / āśīr namaskriyā vastunirdeśo vāpi tanmukham // itihāsakathodbhūtam itarad vā sadāśrayam / caturvargaphalopetaṁ caturodātanāyakam // nagarā-rṇavaśailartucandrārṇkodayavarṇanaiḥ / udyānasalilakrīḍā-madhupānaratotsavaiḥ // vipralambhair vivāhaiś ca kumā-rodavavarṇanaiḥ / mantradūtaprayāñjīnāyākābhyudayair api // alamkṛtam asaṁkṣiptaṁ rasabhāvanirantaram / sar-gair anativistīrṇaiḥ śrāvyaṅvṛttaiḥ susaṁdhibhiḥ // sar-vatra bhinnavṛttāntair upetaṁ lokarāñjakam / kāvyam kalpāntarasthāyī jāyate sadalamkṛti // (「章の連結体は、マハーカーヴィアと呼ばれる。その特徴は [以下の通りである]。祈願、敬礼、あるいは内容の提示がその冒頭をなす。[マハーカーヴィアは *Mahābhārata* や *Rāmāyaṇa* 等の] 古説話の物語から発するか、事実 [あるいは実在する人物] に依拠する。四目的の果報を備え、主人公は練達かつ高潔である。都・海・山・季節・月の出・日の出の描写により、庭園の遊戯・水辺の遊戯・酒宴・愛の饗宴 [の描写] により、別離・結婚・王子誕生の描写により、また協議・使者・進軍・戦闘・主人公の目的達成 [の描写] により飾られ、[描写は] 簡略でなく、〈情調〉と〈感情〉が間断なく起こる。長過ぎない章、耳に心地よい韻律、巧妙な連結を備え、どの [章] でもその終わりに韻律は変化する。美しい修辭が使用され、世の人々を喜ばずカーヴィアは他の劫まで永存する」)

<sup>15</sup>BhK 1.1: abhūn nṛpo vibudhasakhaḥ paraṁtapah śrutānvito daśaratha ity udāhṛtaḥ / guṇair varam bhuvanahitacchalena yaṁ sanātanaḥ pitaram upāgamat svayam // (「インドラの友かつ敵軍を苦しめる者、ヴェーダに通曉するダシラタと呼ばれる王あり。永遠なる者 (ヴィシュヌ) は三界に恩恵を施すのを名目とし、美質の点で最上なる彼を自ら父として受け入れた」)

*Jayamaṅgalā* on BhK 1.1: atra yady apy ādau kavinaḥ devatānamaskāro na kṛtas tathāpiṣṭadevatāsaṁkīrtanam api vighnopaśamaṇahetur bhavatīti manyamāna āha— (「こ (作品) において、冒頭で詩人は神に敬礼をなしていないけれど、好みの神の賛美もまた障害を鎮める原因となると考えて、述べる」)

*Sarvathāpānā* on BhK 1.1: ...āśīrādyaṅyatamasya tadvighnasiddhikaratvāt kathānāyakaṣya rāmanāmnō bhagavataḥ purāṇapurūṣasyāvīrbhāvabhūmeḥ puṇyaślokatamasya puruṣadhaureyasya mahārājasya daśarathasya sattārūpaṁ vastu kāvyārthabījātvena nirdiśati / (「... 祈願等の内の一つはそれ (カーヴィア) の障害を除去するものであるから、物語の主人公であり、ラーマという名の吉祥あるヴィシュヌが現れる大地を治める、神聖なる名声持つ最上の人物にして人民の指導者である偉大なる王ダシラタが存在しているという事柄を、カーヴィアの内容の種として提示する」)

猛) (vīra) を主要な〈情調〉 (rasa) とし、〈恋〉 (śṛṅgāra) や〈悲〉 (karuṇa) 等も従属要素として存在する<sup>16</sup>。作品全体で 26 種の韻律が駆使され、各章の終わりに韻律は変化する<sup>17</sup>。

### 1.2.2. kāvyasāstra

後代になると、*Bhāṭṭikāvya* はクシェーメーンドラ (Kṣemendra, ca. 990–1066) やボージャ (Bhoja, 11 世紀前半) によって kāvyasāstra と呼ばれるようになる<sup>18</sup>。ボージャはそれを次のように定義する。

[ŚP, p. 727.11–12]

yatrārthāś śāstrāṇaṁ

kāvye 'bhiniveśyate mahākavibhiḥ /

tad bhāṭṭikāvyamudrā-

rākṣasavat kāvyasāstraṁ syāt //

偉大な詩人達が論書の扱う事柄を一体化させているカーヴィアは、*Bhāṭṭikāvya* や *Mudrārākṣasa* のような、kāvyasāstra であろう。

<sup>16</sup>Cf. Mallinātha's opening verse 7: pradhānam iha śṛṅgārakarauṇādibhir āṅgavān / vīro raso mahāvīro nāyako raghunāyakaḥ // (「こ (作品中) では、〈恋〉や〈悲〉等に基づいて従属要素をもつ〈勇猛〉という〈情調〉が主要なものであり、その武勇偉大なるラグ家の主 (ラーマ) が主人公である」)

<sup>17</sup>*Bhāṭṭikāvya* の各章各詩節で使用される韻律については Narang[1969: 80–81] を見よ。なお、*Bhāṭṭikāvya* の内容がダンディンが与えるマハーカーヴィアの定義と適合する点については Kale[1897: iv–vi]、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xvii–xviii]、Fallon[2009: xxi–xxii] を参照せよ。

<sup>18</sup>ST 3.2–4: śāstraṁ kāvyam śāstrakāvyaṁ kāvyasāstraṁ ca bhedataḥ / catuṣprakārah prasaraḥ satām sārvasato mataḥ // śāstraṁ kāvyavidah prāhuḥ sarvakāvyaṅgalakṣaṇam / kāvyam viśiṣṭaśabdārthasāhityasadalaṅkṛti // śāstrakāvyaṁ caturvargaprāyam sarvopadeśakṛt / bhāṭṭikāvyam kakāvyaḥ / (「〈論書〉・〈カーヴィア〉・〈論書であるカーヴィア〉・〈カーヴィアである論書〉という区分に基づき、言論の四種の広がりや賢者達は考える。カーヴィアの一切の要因を特徴とするものが〈論書〉であり、卓越した語と意味の繋がりという美しい装飾を備えたものが〈カーヴィア〉であるとカーヴィアを知る者達は言う。〈論書であるカーヴィア〉は人生の四目的に富み、一切の教示を与える。パッティやパウマカのカーヴィア等は〈カーヴィアである論書〉と言われる」)

当該の 'śāstrakāvya' と 'kāvyasāstra' の解釈については Lienhard[1984: 3] とヴィンテルニッツ [1966: 29] を参照した。

ここで問題となるのが ‘kāvyaśāstra’ という語をどう分析すべきかであるが、ボージャが使用する ‘abhiniveśyate’（「入り込ませる、一体化させる」）という語の持つニュアンスを考慮するならば、それを「カーヴィアに他ならない論書」（kāvyaṃ eva śāstram）と解釈することができるだろう。言い換えれば「カーヴィアの形をとった論書」である。

一方、Vācaspatya では kāvyaśāstra について次のような説明が与えられている。

[Vācaspatya, p. 2029.8–11]

kāvyaṃ śāstram iva upadeśakatvāt / kāvyarūpe śāstre kāntāsammitatayopadeśayuje iti kāvyaprakāśe tasya upadeśayogitvokteḥ hitaśāsakaśāstratulyatvam //

論書の如きカーヴィア [が kāvyaśāstra] である。教示を与えるものであるから。カーヴィアの形をとった論書に関して、「[カーヴィアは] 愛する女の如きものとして教示との結合をもたらす」というように、それ（カーヴィア）が教示と結びつくことが *Kāvyaṃ prakāśa* で述べられているから、それ（カーヴィア）は有益なものを教示する論書に等しいのである。

Vācaspatya は ‘kāvyaśāstra’ という語を「論書の如きカーヴィア」（kāvyaṃ śāstram iva）と分析し、*Kāvyaṃ prakāśa* 中の言明を根拠に両者の共通属性を「教示を与えること」と説明する<sup>19</sup>。つまり、論書の如く教示を与えるカーヴィアが kāvyaśāstra と呼ばれるのである。

kāvyaśāstra の概念を明らかにするには śāstra-kāvya との関係のもと詳細な考察を必要とするから本稿ではこれ以上深入りしないが<sup>20</sup>、い

<sup>19</sup>KP 1.2: kāvyaṃ yaśase ’rthakṛte vyavahāravide śiveta-rakṣataye / sadyaḥparanirvṛtaye kāntāsammitatayopadeśayuje //（「カーヴィアは、名声、富の産出、正しい振る舞いの理解、不吉なもの除去、即時の最上の歓喜、そして愛する女の如きものとして教示との結合をもたらす」）

<sup>20</sup>ただし筆者が調べた限りでは、‘kāvyaśāstra’ という語の用例は上述したもの以外には見つけられない。

れにせよ以上のような定義に従えば、本来は論書で扱われる文法学や詩学の教示を目的として両者に関わる事柄を例証する *Bhaṭṭikāvya* は<sup>21</sup>、kāvyaśāstra だと言える<sup>22</sup>。

### 1.3. 同種の作品

物語を描きながら文法規則等を例証する *Bhaṭṭikāvya* はこの種の先駆的作品であり、その後、*Bhaṭṭikāvya* をモデルとして様々な作品が著された。その中でも、*Bhaṭṭikāvya* と同じく、物語の描写と同時にパーニニの文法規則の例証を企図した作品として有名であり、かつバツティの年代に近いと考えられるものに、カシュミールで活躍したバウマカ (Bhaumaka) の手になる *Rāvaṇārjunīya*（あるいは *Arjunarāvaṇīya*）がある。これは全 27 章からなる作品であり、表面上は *Rāmāyana* を題材とする、アルジュナカールタヴィールヤ (*Arjunakārtavīrya*) とラーヴァナ (*Rāvaṇa*) の戦闘を描いている。

Trivedī[1898: xi] は、A 2.4.3 anuvāde caraṇānām に対する *Kāśikāvṛtti* 中に *Rāvaṇārjunīya* 7.4 からの引用が見受けられることから、バウマカの年代をジャヤーディティア以前とするが、全く同じ表現が *Mahābhāṣya* にも見られ (MBh on Vt 2 to A 2.4.3)、それがバウマカからの引用だとするならば、彼の年代はパタンジャリ以前ということになってしまう。むしろ A 2.3.4 に対する例として流布していた表現をバウマカが自身の作品に使用したと考える方が自然であろう<sup>23</sup>。クシェーメンドラが *Suvṛttatilaka* 中でバウマカの名に言及しているから<sup>24</sup>、彼が 11 世紀以前の人物であることは少なくとも確定さ

<sup>21</sup>*Bhaṭṭikāvya* が文法学や詩学の教示を目的としている点については 1.7 を見よ。

<sup>22</sup>kāvyaśāstra と śāstrakāvya については Raghavan[1978: 795–797] と Lienhard[1984: 2–4, 225–227] を参照せよ。Lienhard[1984: 3] は kāvyaśāstra と śāstrakāvya をそれぞれ ‘a scientific work that is also poetry’, ‘poetry that is also scientific’ と説明している。なお、‘śāstra’ という語の概念については Cardona[1997: 572–573] を参照せよ。

<sup>23</sup>*Rāvaṇārjunīya* 7.4: udagāt kaṭhakālāpaṃ pratyāṣṭhāt k-athakauthumam / yeṣāṃ yajñe dvijātūnām tadvigātibhir anvitam // 下線で示した箇所と同じ表現が *Mahābhāṣya* と *Kāśikāvṛtti* に見られる。

<sup>24</sup>注 18 を見よ。

れるが、詳細は不明である<sup>25</sup>。

Bhṭṭikāvya と同種のその他の作品については Krishnamachariar[1974: 145–146] と Lienhard[1984: 225–227] を参照されたい<sup>26</sup>。

#### 1.4. Bhṭṭikāvya の構成

Bhṭṭikāvya は、〈特徴付けるもの〉(lakṣaṇa) を示す四つの部と、〈特徴付けられるべきもの〉(lakṣya) を示す二十二の章によって二様に構成されている。四つの部は以下の通りである。

1. 種々雑多な文法規則が不規則に例証される「雑多の部」(prakīrṇakāṇḍa, 第1章から第5章途中まで)<sup>27</sup>
2. 一定の主題にそった文法規則が例証される「主題の部」(adhikārakāṇḍa, 第5章途中から第9章まで)<sup>28</sup>

<sup>25</sup> バウマカについては Trivedi[1898: x–xi] 参照。なお、Krishnamachariar[1974: 145] は彼の年代を7世紀頃と推測する。

<sup>26</sup> また、Bhṭṭikāvya の影響のもとケーララ (Kerala) で著された同種のマハーカーヴィアの周辺情報を収集、整理した論文として Devi[1988] があるので、そちらも参照せよ。

<sup>27</sup> 「雑多の部」について Jayamaṅgalā は次のように説明する。Jayamaṅgalā on BhK 1.1: yatrocāvacena bahūnām lakṣaṇānām prakaraṇam tat prakīrṇakāṇḍam / tad evātra prathamam uktam / tasya vyāpitiṅ uttaratrāpi draṣṭavyam iti pradārśanārtham / (「多様な文法規則が様々に取り扱われるのが雑多の部である。ここ(作品中)ではまさにそれ(雑多の部)が最初に述べられる。それ(雑多の部)は全てを覆うから、先でも知られねばならないことを明示するためである。)

つまり、「雑多の部」の後に置かれる「主題の部」・「美学の部」・「定動詞の部」中の詩節でも種々雑多な文法規則が例証されていることが理解されねばならず、そのことを明示するために「雑多の部」が最初に置かれているということである。

<sup>28</sup> 「主題の部」中の各章各箇所で主題として例証される文法規則については、Fallon[2009: xxiv–xxv] が明瞭な表を提示している。なお「主題の部」では諸規則を寄せ集めた規則(prakīrṇaka)も時折介在する。「主題の部」について Jayamaṅgalā は次のように説明する。Jayamaṅgalā on BhK 5.97: itaḥ param adhikārakāṇḍam ucyate / yatra prādhānyenaikaikam adhiḥṭṭya lakṣaṇam pradārśitam tad adhikārakāṇḍam / śeṣalakṣaṇeṣu prakīrṇakam eva draṣṭavyam / evaṃ ca kṛtvā antarāntarā tatsūcanārtham prakīrṇakaślokaḥhidhānam / atra ca kāṇḍe nirdrṣṭasamjñakāś catvārah paricchedaḥ / tatra prathame ādyam tapratyayam adhiḥṭṭyocyate / sargārthasya vivakṣitasyāparisamāptatvāt tam evābhisaṃdhāyāha—(「これより、主題の部が述べられる。主に一つ一つのもの(主

3. 修辞や美質等が例証される「美学の部」(prasannakāṇḍa, 第10章から第13章まで)<sup>29</sup>

4. 定動詞派生に関する文法規則が例証される「定動詞の部」(tinantakāṇḍa, 第14章か

題となるもの)に関して、文法規則が明示されるのが主題の部である。[扱われない] 残りの文法規則に関しては、まさに諸規則を寄せ集めた[詩節]が知られるべきである。そしてこのように考えて、それ(残りの文法規則)を示唆するために諸規則を寄せ集めた詩節を時折語る。またこの部には名称が示される四つの区切りがある。その内、最初の[区切り]では、まず kṛt 接辞Taに関して述べられる。話者が意図する章の内容は完結していないから、まさにそれ(章の内容)を念頭に置いて述べる。)

Bhṭṭikāvya 第5章の途中から第9章終わりまでが「主題の部」である。「主題の部」は第5章の終わり頃から始まるので、第5章は「雑多の部」と「主題の部」の混合体(miśraka)と言われる。ここでジャヤマンガラは第5章と第6章を一まとまりに見ており、その意味で「主題の部」には4つの区切り(第5章と第6章・第7章・第8章・第9章)があると述べていると考えられる。その証拠に第6章の終わりでは次のように述べられている。Jayamaṅgalā on BhK 6.143: iti śrījayamaṅgalākhyayā vyākhyayā samalamkṛte śrībhṭṭikāvye dviṭīye 'dhikārakāṇḍe lakṣaṇarūpe prathamah paricchedaḥ (vargaḥ) tathā lakṣyarūpe kathānake sugrīvābhīṣeko nāma ('nāmah' は誤植) śaṣṭhaḥ sargaḥ paryavasitah / (「以上で、Jayamaṅgalā という高尚なる名を持つ注釈に飾り立てられた高尚なる Bhṭṭikāvya における、特徴付けるものである第二番目の「主題の部」中の第一の区切り、同様に、特徴付けられるべきものである短編物語中の『スグリーヴァの灌頂』と呼ばれる第6章完了)」

同様に第7章・第8章・第9章の終わりにはそれぞれ「第二の区切り」(dviṭīya-pariccheda)・「第三の区切り」(triṭīya-pariccheda)・「第四の区切り」(caturtha-pariccheda)と述べられている。なお、第6章・第7章・第8章・第9章はそれぞれ「スグリーヴァの灌頂」(sugrīvābhīṣeka)・「シーターの捜索」(sītānveṣaṇa)・「アショークヴァニカーの破壊」(aśokavanikābhāṅga)・「ハヌーマットの制御」(mārutiṣaṃyama)と呼ばれる。

Cf. Mugdhobodhinī on BhK 5.97: itaḥ prabhṛty adhikārakāṇḍam ucyate / ekaikam viṣayam āśritya lakṣaṇapradārśanam yatra tad adhikārakāṇḍam / tatrāpi lakṣaṇāntarasambandhāt prakīrṇatāstīti sūcanārtham madhye madhye prakīrṇaślokaḥhidhānam / vivakṣitasya sargārthasyāparisamāptatvāt sargamadhye kāṇḍāntarārambho na doṣāya / evaṃ cāyam sargo miśraka ucyate / dvayor apy atra prādhānyena vivakṣitavāt // (「これより、主題の部が述べられる。一つ一つの主題に依拠して文法規則が明示されるのが主題の部である。そこ(主題の部)にも、他の文法規則との結びつきゆえに多様性があることを示唆するために、諸規則を寄せ集めた詩節を途中途中で語る。話者が意図する章の内容は完結しないので、章の途中で別の部を開始することは欠陥にならない。そしてこのような場合、この章は[雑多の部と主題の部の]混合体と言われる。どちら(雑多の部と主題の部)もこの[章]では主要なるものとして話者に意図されているから)」

<sup>29</sup> 第10章ではいくつかの〈言葉の修辞〉(śabdālamkāra)

ら第22章まで)<sup>30</sup>

〈特徴付けるもの〉には、〈語を特徴付けるもの〉(śabdalaṅkāṣaṇa, 文法規則)と〈カーヴィアを特徴付けるもの〉(kāvyalaṅkāṣaṇa, 修辞や美質等)の二種があり、前者は「雑多の部」・「主題の部」・「定動詞の部」で扱われ、後者は「美学の部」で扱われる<sup>31</sup>。つまり *Bhaṭṭikāvya* は、文法規則や修辞等といった例証対象の面から見れば上記の四つの部に分けられ、進行していく物語の面からみれば二十二の章に分けられる作品ということである<sup>32</sup>。

と〈意味の修辞〉(arthalaṅkāṣaṇa)、第11章では美質の一つである〈甘さ〉(mādhurya)、第12章では修辞あるいは美質とされる bhāvika(tva)、第13章ではサンスクリットとブラークリットの両語で読むことができるように詩節を構成する技巧 bhāṣāsama がそれぞれ例証される。何故パッティが mādhurya, bhāvika(tva), bhāṣāsama の三つを各章の主題に選んだかについては Sudyka[2000] による論考がある。mādhurya, bhāvika(tva), bhāṣāsama (bhāṣāśleṣa) 自体については同論文中の考察及び Gerow[1971: 220, 301–302] を参照せよ。さらに、bhāvika(tva) については Roodbergen[1984: 547–549]、*Bhaṭṭikāvya* 第13章で例証される bhāṣāsama については Sudyka[2005: 135–136] もそれぞれ参照せよ。

<sup>30</sup> ここでは、ヴェーダ語の領域に属する IET を除く9つの1音 (lakāra)、即ち IIT, IUN, IRT, IAN, IAT, IIN, IOT, IRN, IUT に関わる文法規則が各章を使って例証される。

<sup>31</sup> パーニニ文法学の体系では、一般的に 'lakṣaṇa' と 'lakṣya' はそれぞれ「文法規則」(sūtra) とそれによって特徴付けられるべき「語」(śabda) を意味する。上述のように *Bhaṭṭikāvya* において 'lakṣaṇa' は文法規則だけでなく修辞や美質等のことも含意するが、'lakṣya' は各章各詩節で例証のために使用される語や表現だと考えて問題ないであろう。

Cf. Vt 14 (Paspasāhnikā): lakṣyalakṣaṇe vyākaraṇam // (「vyākaraṇa は特徴付けられるべきものと特徴付けるものを意味する」) MBh on Vt 14 (Paspasāhnikā): lakṣyaṃ ca lakṣaṇam caitatsamuditaṃ vyākaraṇam bhavati / kiṃ punar lakṣyaṃ lakṣaṇam ca / śabda lakṣyaḥ sūtram lakṣaṇam / (「特徴付けられるべきものと特徴付けるものの両者を備えたものが vyākaraṇa である。【問】しかし、特徴付けられるべきものと特徴付けるものとは何なのか。【答】語が特徴付けられるべきものであり、文法規則が特徴付けるものである」)

<sup>32</sup> *Bhaṭṭikāvya* の構成については *Jayamaṅgalā* と *Mugdhabodhinī* が明瞭な説明を与えてくれる。

*Jayamaṅgalā* on BhK 1.1: lakṣyaṃ lakṣaṇam cobhayaṃ ekatra viduṣaḥ pradarsayitum śrīsvāmisūnuḥ kavir bhāṭṭināmā rāmakathāśrayamahākāvyaṃ cakāra / tathā hy asyopanibandhanaṃ kavinā dvidhā kṛtam / ekaṃ lakṣanasūcakaiḥ prakīrṇādhikāraprasannatīnantakāṇḍaiś caturbhiḥ / dvitīyaṃ lakṣyasūcakai rāmasambhavādibhir dvāviṃśatyā sargaiḥ / tatra lakṣaṇam dvididham śabdalaṅkāṣaṇam kāvyalaṅkāṣaṇam ca / tatra prathamasya prakīrṇādhikā-

以上のように *Bhaṭṭikāvya* は文法学セクションと詩学セクションに大別することができる。その内、詩学セクションや作品の文学的側面に関しては国内外で若干の研究があるが<sup>33</sup>、本研究が焦点を当てているのは、これまで全く研

ratīnantakāṇḍāni / dvitīyasya prasannakāṇḍam / (「特徴付けられるべきものと特徴付けるものの両者を同時に賢者達に明示するため、シュリースヴァーミンの息子であるパッティという名の詩人は、ラーマの物語に依拠するマハーカーヴィアを創った。即ち、詩人はこれ(マハーカーヴィア)を二様に構成した。一つは、特徴付けるものを示唆する、雑多の部・主題の部・美学の部・定動詞の部という四つ [の部] によって。二つ目は、特徴付けられるべきものを示唆する、ラーマの誕生をはじめとする二十二の章によって。その内、特徴付けるものは二種であり、即ち語を特徴付けるもの(文法規則)とカーヴィアを特徴付けるもの(修辞や美質)である。その内、前者には雑多の部・主題の部・定動詞の部があり、後者には美学の部がある」)

*Mugdhabodhinī* on BhK 1.1: bhartṛharināma kavīḥ śrīrāmakathāśrayaṃ mahākāvyaṃ cakāra / atra sargabandho lakṣyasūcanāya kāṇḍabandho lakṣanasūcanāya / atra sargā dvāviṃśatīḥ prakīrṇādhikāraprasannatīnantakāṇḍāni catvāri / śabdalaṅkāṣaṇakāvyalaṅkāṣaṇabhedāḥ lakṣaṇam dvididham / tatra kāṇḍatraye śabdalaṅkāṣaṇam prasannakāṇḍe kāvyalaṅkāṣaṇam / ādau bahulalakṣaṇapradarśanaṃ prakīrṇakāṇḍam vyāpakatvād darśitam / (「バルトリハリという名の詩人は、高潔なるラーマの物語に依拠するマハーカーヴィアを創った。ここ(作品中)で、章の連結は特徴付けられるべきものを示唆するためのものであり、部の連結は特徴付けるものを示唆するためのものである。ここ(作品中)には二十二の章があり、雑多の部・主題の部・美学の部・定動詞の部という四つ [の部] がある。語を特徴づけるもの(文法規則)とカーヴィアを特徴付けるもの(修辞や美質)の区別に基づき、特徴付けるものは二種である。その内、三部(雑多の部・主題の部・定動詞の部)では語を特徴付けるものが [示唆され]、美学の部ではカーヴィアを特徴付けるものが [示唆される]。最初に、多様な文法規則を明示する雑多の部が示される。[それは] 全てを覆うから」)

<sup>33</sup> 代表的なものとしては Hooyskaas[1957] があり、同論文は〈意味の修辞〉が例証される *Bhaṭṭikāvya* 10.23–75 を取り上げ、パッティが挙げる例とそれによって例証される個々の修辞を、パーマハとダンディンが定義する修辞との比較を交えて考察したものである。一方 Hooyskaas[1958] は、*Bhaṭṭikāvya* 10.23–75 で例証される修辞と古代ジャワ語で著された *Rāmāyaṇa Kakawin* 11.7–96 に見られる修辞を比較したものであり、*Rāmāyaṇa Kakawin* の作者が *Bhaṭṭikāvya* の内容だけではなく、そこで使用される修辞についても理解していたことを指摘している。

また、*Bhaṭṭikāvya* 第10章で例証される〈同音反復〉(yamaka) を取り上げ、パーマハとダンディンの分類と比較することで、*Bhaṭṭikāvya* 中の〈同音反復〉の特徴や傾向の解明を試みたものとして浅井[1996]とHattori[1997]がある。両論文は、*Bhaṭṭikāvya* 第10章中の〈同音反復〉はパーマハが示す基準や分類に合い、パーマハ同様、パッティも聴覚的効果を意図して〈同音反復〉を使用したと

究がなされていない文法学セクションであり、我々はまずはその土台作りから始めねばならない。

## 1.5. 作者バツティについて

### 1.5.1. バツティの年代

他の古代インド詩人達の例に漏れず、作者バツティについても知られていることは非常に少ない。‘bhaṭṭi’ が ‘bhartr’ のプラークリット形であることやその文法学への精通ぶり、または注釈家の言明等から<sup>34</sup>、彼は *Vākyapadīya* の著者バルトリハリと同一視されたこともあったが、現在では否定されている。

いうことを指摘している。

その他、バツティ・バーマハ・ダンディンが扱う各修辞の特色と異同を詳細な表で示し、先行研究者達の見解を整理、紹介しながら、バツティとバーマハの関係と年代を論じたものとして大類 [1954a] がある。同論文は両者の年代に関して、バツティの年代の下限を A.D.650 年、バーマハの年代を A.D.675 から 775 年から動かないものとし、前者が後者に 125 年先行すると設定せざるを得ないと結論している。

*Bhaṭṭikāvya* の文学的側面を考察したものとしては Sudyka[2003] と Sudyka[2005] がある。Sudyka[2003] は、詩論家達がマハーカーヴィア中で描くべき題材として挙げる項目、その中でも協議 (mantra)・使者 (dūta)・進軍 (prayāna)・戦闘 (āji)・主人公の目的達成 (nāyakābhilyudaya) という五つの項目に注目し、それら五項目の描かれ方の分析を中心に、アシュバゴーシャ (Aśvaghōṣa, 2 世紀) の *Buddhacarita* と *Saundarananda*, カーリダーサ (Kālidāsa, 4 世紀から 5 世紀) の *Raghavamśa* と *Kumārasambhava*, バーラヴィ (Bhāravi, 6 世紀終わりから 7 世紀初頭) の *Kirātārjunīya*, マーガ (Māgha, 8 世紀) の *Śīśupālavadha*, ラトナーカラ (Ratnākara, 9 世紀) の *Haravijaya*, そして *Bhaṭṭikāvya* という代表的なマハーカーヴィアの内容を検討、比較して、マハーカーヴィアの発展と *Bhaṭṭikāvya* の位置付けを考察したものである。そして同論文は、バツティの描写方法はカーリダーサとバーラヴィの間に位置づけられるものであり、*Bhaṭṭikāvya* はバーラヴィ、マーガ、ラトナーカラの作品と同様に ‘mantra type’ のマハーカーヴィアであることを指摘している。

Sudyka[2005] は、文法規則が例証される *Bhaṭṭikāvya* 第 7 章、修辞が例証される第 10 章、そして bhāṣāsama が例証される第 13 章を中心に、作品中でなされる海に関する描写を取り上げて、その構造とそこで使用される表現を分析したものである。そして結論として、文法規則や修辞等の例証に表現を制限されながらも、マハーカーヴィア中で扱うべきとされた題材の一つである海に関する描写において、バツティは、カーヴィア詩人に課された責務を全うする形で斬新かつ新鮮な (apūrva) 効果を狙っていることを指摘している。

<sup>34</sup>バラタマツリカは *Bhaṭṭikāvya* の著者をバルトリハリと述べている。注 32 を見よ。

バツティの年代を限定する一つの手がかりとしてしばしば挙げられるのは、彼が作品の最後に残した次の詩節である。

[BhK 22.35]

kāvyaṃ idaṃ vihitam mayā valabhyāṃ  
śrīdharasenanarendrapālītāyām<sup>35</sup> /

kīrtir ato bhavatān nṛpasya tasya  
premakaraḥ kṣitipo yataḥ prajānām //

シュリーダラセーナ王が守護する都ヴァラビーで、私はこのカーヴィアを作った。その王に名声があらんことを。王は人民に恩恵を施す者であるから<sup>36</sup>。

この詩節から、バツティはシュリーダラセーナ王が治めるヴァラビーで *Bhaṭṭikāvya* を著したことが知られる。そして A.D.495 年から 641 年の間にヴァラビーを治めた同名の王が四人いたため、四人の内のどの王のもとでバツティが詩作を行ったかが問題となる。しかしどの王が彼の後援者 (patron) であったかを現存する証拠から決定することは困難であり、各研究者達の見解も様々で憶測の域を出ないが、バツティは凡そ 6 世紀から 7 世紀頃に活躍した人物と見て問題ないと考えられる<sup>37</sup>。ただし、上に挙げた詩節は、それに対してマツリナータやバラタマツリカが注釈を書いていないことから、後世に挿入された偽の詩節である可能性もあり、そ

<sup>35</sup> テキストでは ‘-nerandra-’ となっているが誤植であろう。またテキストでは ‘śrīdharasena-’ となっているが、ジャヤマンガラは ‘śrīdharasūnu-’ (「シュリーダラの息子 [ナレンドラ]」) と読んでいる。しかし De[1976: 51, fn. 3], Kane[1971: 74] 及び大類 [1954a: 93, fn. 8] によれば、シュリーダラ (Śrīdhara) 王の子でナレンドラ (Narendra) という名を持つ人物は、現在我々が知り得るヴァラビー王朝史上に見出されず、ジャヤマンガラの読みは指示され得ない。

<sup>36</sup> ‘ataḥ’ と ‘yataḥ’ は構文上相関するものとして解釈した。‘ataḥ’ を「カーヴィア」を指すものと理解し、‘yataḥ’ を理由の意味で解釈することも可能であるが、前者の解釈の方がサンスクリットとしてより自然であると考えられる。

<sup>37</sup> 彼の名前と年代については Trivedi[1898: xiii–xxii] で詳細に論じられている。その他 Kale[1897: viii–xi], Narang[1969: 16–24], Kane[1971: 74–78], Krishnamachariar[1974: 141–142], M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: ix–xii] 及び大類 [1954a] も参照せよ。

の詩節がバツティの年代確定のための一つの根拠となり得るのは、それがバツティ自身による詩節だと仮定した場合である<sup>38</sup>。

### 1.5.2. バツティとバーマハの関係

*Bhaṭṭikāvya* と *Kāvyaḷamkāra* の間に内容や語句の酷似した詩節が見られることから、バツティと詩論家バーマハ (Bāmaha, 7世紀頃) の関係がこれまで多くの研究者達の間で議論されてきた。問題となるのは以下の詩節である。

[BhK 22.34]

vyākhyāgamyam idaṃ kāvyam

utsavaḥ sudhiyām alam /

hatā durmedhasaś cāsmin

vidvatpriyatayā mayā //

解説を通じて [のみ] 理解可能なこのカーヴィアは、賢者達にとって有り余る歓喜である。そしてここ (作品中) で私は愚者達を考慮しない。賢者を愛好するがゆえに<sup>39</sup>。

[KA 2.20]

kāvyaṅy api yadīmāni

vyākhyāgamyāni sāstravat /

utsavaḥ sudhiyām eva

hanta durmedhaso hatāḥ //

論書のように解説を通じて [のみ] 理解可能なこのようなものもカーヴィアであるならば、[それらは] 賢者達にとってのみ歓喜であり、ああ悲しや、愚者達は考慮されない。

ここでバツティは、*Bhaṭṭikāvya* は解説を通じて賢者だけが理解できるものであることを語り、愚者を蔑んでいるが、*Kāvyaḷamkāra* 2.20 は明らかにこの詩節と関連する興味深い詩節であ

<sup>38</sup>Lienhard[1984: 180] 参照。なお Lienhard[1984: 180-181] は、6世紀初頭から7世紀半ばを理にかなったバツティの年代とする。

<sup>39</sup>後述する *Bhaṭṭikāvya* 22.33 の内容から見て、当該詩節における「賢者」とは文法学を知る者を意味し、「愚者」とはそれを知らない者を意味すると考えられる。

る。そこでバーマハは、解説を通じてのみ理解できるようなカーヴィアに苦言を呈し、愚者を擁護する立場を取っている<sup>40</sup>。

このような両詩節における語句と内容の酷似は、どちらかがどちらかを前提にしていたという推測を可能にする<sup>41</sup>。そして、バツティが *Bhaṭṭikāvya* 第10章で例証する修辞の種類や順序は、些細な例外を除いて、バーマハが定義する修辞の種類や順序と一致しており、その下位分類に関しても一致を見せていることから<sup>42</sup>、両者の前後関係は確定し得ないとしても、両者は同時代かかなり近い時代に生きた人物である

<sup>40</sup>両詩節における 'vyākhyā' という語の解釈については 1.8 を見よ。

<sup>41</sup>上述の詩節に加えて、Krishnamachariar[1974: 144, fn. 5] は *Bhaṭṭikāvya* 5.18 と *Kāvyaḷamkāra* 2.31 及び *Bhaṭṭikāvya* 10.38 と *Kāvyaḷamkāra* 2.70 の間にも類似が見られることを指摘している。

*Bhaṭṭikāvya* 5.18 は各文法規則を不規則に例証する詩節であり、*Kāvyaḷamkāra* 2.31 は 'yathā' と 'iva' の用法について述べた詩節であるが、両詩節 c 句でなされるドウルヴァー草の比喩が類似している。

BhK 5.18: yoṣidvṃdārikā tasya dayitā hamsagāminī / dūrvākāṇḍam iva śyāmā nyagrodhaparimaṇḍalā // (「最上の女性である彼 (ラーマ) の妻はハンサ鳥の如き足取りをし、一群のドウルヴァー草のように色黒く、パニヤンの木の如く [腹に] 丸みがある」)

KA 2.31: yathevaśabdau sādrśyam āhatur vyatirekiṇoḥ / dūrvākāṇḍam iva śyāmaṃ tanvī śyāmalatā yathā // (「yathā と iva の二語が異なる二者間の類似性を表す。【例】一群のドウルヴァー草のように黒い [それ]。黒い蔓草 (プリアング蔓草) のように細い女」)

*Bhaṭṭikāvya* 10.38 は、ジャヤマンガラによれば〈述べられたものを対象とする否認〉(uktaviśaya-ākṣepa) を例証する詩節であり、*Kāvyaḷamkāra* 2.70 も同じく〈述べられたものを対象とする否認〉の例を示す詩節であるが、両詩節において語句及び構文が類似している。

BhK 10.38: ṛddhimān rākṣaso mūḍhaś citraṃ nāsau yad uddataḥ / ko vā hetur anāryāṇāṃ dharmye vartmani vartitum // (「裕福で愚かな悪魔である彼 (ラーヴァナ) が自惚れていることは驚くに値しません。いや、卑賤なる者達にとって法に適う道に留まる理由がありませんか」)

KA 2.70: svavikramākṛāntabhuvaś citraṃ yan na tavoddhatih / ko vā setur alam sindhor vikākaranaṃ prati // (「自らの武勇で大地を征服した貴方に自惚れが無いのは驚くべきことである。いや、如何なる橋が海に動揺を与えることができるのか」)

<sup>42</sup>大類 [1954a: 94-102] 参照。*Bhaṭṭikāvya* 第10章で例証される修辞と、バーマハやダンディン等の各詩論家が定義する修辞との関係やその比較については Kane[1971: 73-74, 148-151]、Hooykaas[1957]、De[1976: 51-58] 及び大類 [1954a] を見よ。なおバツティ、バーマハ、ダンディンが扱う修辞の影響関係に関する各研究者達の見解は浅井 [1996: 81] にまとめられている。

ことが予想される<sup>43</sup>。

### 1.6. カーヴィアと文法学

パーニニの文法は彼の時代（紀元前 500 年頃）と地域（西北インド）における正しい言語運用を説明する規則の体系である。その伝統はカーティアヤナを経て、パタンジャリによって大成されることになる。パーニニ文法の成立以降、それは、特定の学派や学問分野に限定されることなく、サンスクリットを使用する者達の共通の原則となる<sup>44</sup>。特に言葉の芸術であるカーヴィアに携わる詩人や詩論家にとっては、文法学の知識がなくてはならないものであったことは想像に難くない。そのことは、詩論家であるバーマハやヴァーマナ（Vāmana, 8 世紀）が、文法学に関わる問題を扱う個別の章を作品中に設けていることから窺い知ることができる<sup>45</sup>。

9 世紀後半に活躍した詩論家アーナンダヴァルダナ（Ānandavardhana）は文法学の重要性を次のように述べている。

[DhĀ, p. 26.16]

prathame hi vidvāṃso vaiyākaraṇāḥ /  
vyākaraṇamūlatvāt sarvavidyānām /

<sup>43</sup>バツティとバーマハの前後関係に関する各研究者達の見解は大類 [1954a: 101–106] にまとめられている。大類 [1954a: 101–106] に挙げられていないものでは、M. A. Karandikar and S. Karandikar [1982: xii–xiv] が、バツティとバーマハが同時代に属してお互いにお互いの作品を知っていた可能性を論じている。

なお、ジャヤマンガラが修辞の説明の際に主にバーマハの *Kāvyaḷamkāra* に言及している事も、*Bhaṭṭikāvya* で例証される修辞が *Kāvyaḷarśa* の定義する修辞より *Kāvyaḷamkāra* のそれにより近いという見解を支持する一つの証拠となっている。Hattori [1997: 264] 参照。しかし Lienhard [1984: 182] は *Kāvyaḷarśa* の方が *Bhaṭṭikāvya* により近いという見解をとる。

<sup>44</sup>パーニニ文法学の地位と目的については Cardona [1997: 543–556] を見よ。また、バルトリハリが文法学に関する文脈で使用する ‘abhyudaya’ という語の概念の検討を中心に、文法学が学ばれる目的を論じ、バルトリハリが考える、解脱へと至る過程を考察した論文として赤松 [1994] があるので、そちらも参照せよ。

<sup>45</sup>バーマハとヴァーマナはそれぞれ *Kāvyaḷamkāra* 第 6 章と *Kāvyaḷamkārasūtra* 第 5 章で文法学に関わる問題を扱っている。

第一に、実に賢者とは文法学者達に他ならない。一切の学問は文法学を基礎とするから。

彼が言うように、まさに文法学は一切の学問の根幹に位置づけられるものであり、サンスクリットに携わる全ての人々が学ぶべき学問なのである。

さて、バツティとバーマハが近い時代に生きた人物である可能性が高いことは既に述べたが、その当時、詩人や詩論家にとって文法学が如何に重要視されていたかは、以下のバーマハの言葉に表れている。

[KA 6.1–3]

sūtrāmbhasaṃ padāvartaṃ  
pārāyaṇarasātalam /  
dhātūṇādigaṇagrāhaṃ  
dhyānagrahabṛhatplavam //  
dhīrair ālokitaprāntam  
amedhobhir asūyitam /  
sadopabhuktaṃ sarvābhir  
anyavidyākareṇubhiḥ //  
nāpārayitvā durgādham  
amuṃ vyākaraṇārṇavam /  
śabdaratnaṃ svayaṃ gamam  
alaṃ kartum ayaṃ jaṇaḥ //

文法規則という水があり<sup>46</sup>、語という渦を巻き<sup>47</sup>、*Mahābhāṣya* という海底

<sup>46</sup>‘sūtra’ という語によって意図されるのは当然 *Aṣṭādhyāyī* 中の文法規則のことである。また Cardona [1997: 573–574] によれば、‘sūtra’ という語は *Aṣṭādhyāyī* 等といった作品全体を指すこともある。

<sup>47</sup>パーニニ文法学に関わる文脈で ‘pada’ と言われて真っ先に我々の頭に浮かぶのは、A 1.4.14 *suptinantaṃ padaṃ* // (「名詞接辞で終わる語形と動詞接辞で終わる語形は *pada* と呼ばれる」) で規定される ‘pada’ であろう。*Udyānavṛtti* は ‘pada’ を ‘vārttika’ と言い換えているが、‘pada’ という語がカーティアヤナの *Vārttika* を指す用例を筆者は今の所発見できておらず、*Udyānavṛtti* も特にその説明を行わないので (UV on KA 6.1–3)、当該の ‘pada’ は A 1.4.14 で規定されるところの ‘pada’ として理解した。仮に ‘pada’ が *Vārttika* を指すとすれば、パーニニの規則に対してカーティアヤナが有意義な語 (*pada*) を用いて説明を与えたという意味で解釈はできる (有意義な

があり<sup>48</sup>、動词语根・un等の接辞・語群という巨大な魚が徘徊し<sup>49</sup>、熟慮による理解が偉大な舟となり、賢者達にはその終極(岸)が見え、愚者達に軽んぜられ、他の学問という一切の雌象達が常に享受する、測り難いあの文法学という大海を渡り切らずして、私は正語という宝石を自ら獲得することはできない。

バーマハは続けて言う。

[KA 6.4]

tasya cādhigame yatnaḥ  
kāryaḥ kāvyam vidhitasatā /  
parapratyayato yat tu  
kriyate tena kā ratiḥ //

語= *Vārttika*)。あるいは、‘pada’ 本来の「足」や「足跡」という意味を考慮すれば、カーティアーナが *Vārttika* を著して「パーニニの規則に足を踏み入れた」や「パーニニの規則に足跡を付けた」と解釈することも可能かもしれない(規則に対する足[跡] = *Vārttika*)。

<sup>48</sup>筆者は‘pārāyanarasātaḥ’ という複合語をどう理解すべきか確定できていない。現段階での暫定的な理解は以下の通りである。

‘pārāyana’ は直訳すれば「対岸(あるいは何らかの最終地点)へ行く手段」という意味であるが、当該詩節は「文法学に関わる事柄」と「海に関わる事柄」の対比になっているので、*Udyānavṛtti* に従ってそれを *Mahābhāṣya* を指すものと理解する。「海底」が「対岸へ行く手段」であるというのは奇妙であるが、‘pārāyana’ はあくまで *Mahābhāṣya* の呼称であり、「海岸」と比喩構造を形成するのは *Mahābhāṣya* であるので、‘pārāyana’ の意味を持ち込まずに「*Mahābhāṣya* という海底」と理解すれば問題はない。その場合、「文法学という大海」の海底には *Mahābhāṣya* という深遠なる存在が潜んでいる、即ちパーニニ文法学は *Mahābhāṣya* をその根底とするという意味で当該の表現を解釈出来る。ただしこの場合、*Mahābhāṣya* が海底にあるのならば海を舟で渡る際にそれに触れること無く対岸へ行ってしまうのではないか、という疑問が残る。*Mahābhāṣya* を無視してパーニニ文法学を理解することはあり得ない。あるいは上記の問題を解決する為に、‘rasā’ を「潮流」、‘tala’ を「表面」という意味で解釈し、‘pārāyanarasātaḥ’ という複合語を「対岸へ行く手段 (*Mahābhāṣya*) である潮流が海面にある [文法学という大海] と理解することも可能かもしれないが、ややこじつけた感があり、‘rasātaḥ’ という表現をそのように解釈する用例があるかどうかとも疑問である。

<sup>49</sup>言うまでもなく、ここではパーニニ文法の付属文献である *Dhātupāṭha*, *Uṇādisūtra*, *Gaṇapāṭha* のことが含意されていると考えられる。

そして、カーヴィアを創ろうとする者はそれ(文法学)の理解に向けて努力せねばならない。しかし、それ(カーヴィア)が他者の知識に基づいて創られるならば、それ(カーヴィア)は如何なる喜びをもたらそうか<sup>50</sup>。

言葉の芸術としてのカーヴィアにおける文法学の重要性がここに明言されている。

### 1.7. *Bhaṭṭikāvya* の目的

以上のような時代に *Bhaṭṭikāvya* は著された。物語を描写しながら文法規則や修辞等を例証するという手法は、カーヴィア詩人としての技術や能力あるいは奇抜さを示そうとするバツティの一手法であろうが、それと同時に、彼がそのような手法を通じて読者達に文法学や詩学を教示することを意図していたことが以下の詩節から窺える。

[BhK 22.32]

idam adhigatam uktimārgacitraṃ<sup>51</sup>  
vivādiṣatām vadatām ca saṃnibandhāt /  
janayati vijayam sadā janānām  
yudhi susamāhitam aiśvaram yathā-  
stram //

<sup>50</sup>Sastry[1970: 114] は ‘parapratyayato’ に対して ‘another knowledge’ という訳語を当てていることから、「他の(文法学以外の)知識」と理解しているようであるが、当該詩節に続く *Kāvyaṭamkāra* 6.5-6.6 の内容と表現を考慮すれば、「他者の知識」と解釈すべきである。

KA 6.5-6: nānyapratyayaśabdā vāg āvibhāti(Trivedīの刊本では欠落しているので Sastry の刊本に従い ‘āvibhāti’ を補う) mude satām / pareṇa dhṛtamukteva sarasā kusumāvālī // mukhyas tāvad ayaṃ nyāyo yat svaśaktyā pravartate / anyasārasvatā nāma santy anyoktānuvādinah // (「他者の知識に基づく言葉からなる作品が賢者達を満足させることはない。瑞々しくても、他者が身に付けて捨てた花輪が[賢者達を喜ばせない]ように。自らの能力によって[詩作]活動をすることが、まずもって第一の道理である。実に、他者が述べたことを繰り返す者は他者の学識を持つ者に過ぎない」)

<sup>51</sup>ジャヤマンガラとマツリナータはともに、‘idam’ (「これ(カーヴィア)」) にかける時には当該箇所を ‘adhigatam uktimārgacitraṃ’ (「表現方法の点で驚くべき [これが] 学ばれた時」) と区切り、‘astram’ (「武器/矢」) にかける時には ‘adhigatamuktimārgacitraṃ’ (「解脱の道を得ている色彩豊かな/驚くべき [武器/矢]」) と区切るという解釈を提示している。

良く構成され<sup>52</sup>、表現方法の点で驚くべきこれ (Bhaṭṭikāvya) が学ばれた時、美しく繋がれているが故に<sup>53</sup>、それは様々な言語使用を為そうとする者達と言語使用を為している者達に常に勝利を与える。戦闘に専心し、解脱の道を得ている驚くべきシヴァの武器が常に勝利を与えるように<sup>54</sup>。

端的に言えば、文法規則や修辭等を例証する Bhaṭṭikāvya は、言語使用者に資するものであり、同作品を学習し、理解した者は、文法学や詩学の知識を身につけ、正しく美しい言語使用ができるようになるというわけである<sup>55</sup>。しかし誰でも Bhaṭṭikāvya を学べるわけではない。バツティは続く詩節で次のように述べている。

[BhK 22.33]

dīpatulyaḥ prabandho 'yaṃ  
śabdalaṅkāraśaṅkaśuṣām /

<sup>52</sup> 「良く構成されている」 (susamāhitam) とは、注釈家も述べるように修辭や美質を備えているという意味だと考えられる。

<sup>53</sup> 「美しく (あるいは正しく) 繋がれている」 (samnibandha) とは、物語の描写と例証される文法規則や修辭等が巧みに結びつけられているという意味だと考えられる。

<sup>54</sup> 当該詩節は「作品」と「武器」の比喩になっている。詩節の訳はサンスクリットの読みとして自然なものを提示したが、マツリナータは 'samnibandhāt' を「武器」の方にも読み込み、'yudhi' を「作品」の方にも読み込んでいる。彼の解釈に従えば、詩節は「良く構成され、表現方法の点で驚くべきこれ (Bhaṭṭikāvya) が学ばれた時、正しく繋がれているが故に、それは様々な言語使用を為そうとする者達と言語使用を為している者達に [討論の際に] 常に勝利を与える。良く [弓に] つがえられ、解脱の道を得ている驚くべきシヴァの矢が、正しい [大きさ] を備えているが故に、[勝利しようとする者達に] 戦闘の際に常に勝利を与えるように」と訳出できる。

<sup>55</sup> この点については Sudyka[2000] を参照。同論文は当該詩節に注目し、古代インドにおける討論 (vāda) の伝統と照らし合わせて、Bhaṭṭikāvya の目的、即ち作者バツティの意図を探ろうとしたものである。そして、第 10 章で例証される各修辭、第 11 章で例証される mādhyama, 第 12 章で例証される bhāvika(tva), 第 13 章で例証される bhāṣāsama を中心にその各概念や位置づけを考察し、文法規則や修辭及び美質等を例証する Bhaṭṭikāvya は討論を欲するものや言語使用者のための或る種の手引書であり、作品を通じて言語使用者の教育をなすことがバツティの意図であると指摘している。

hastāmarśa<sup>56</sup> ivāndhānām

bhaved vyākaraṇād ṛte //

この作品は文法学を眼とする者達にとっては灯火に等しい<sup>57</sup>。文法学を知らなければ、[この作品の読解は] 盲者達が手で [何かに] 触れるようなものである。

<sup>56</sup> テキストは 'hastāmarśa' となっているが、このままでは読解困難であり、「自らが触ることができるものの形だけの完全な理解」 (svaparāmrśyasamsthānamātraparijñānam) という注釈中の説明から示唆されるように、ジャヤマンガラは 'hastāmarśa' で読んでいる可能性が高く、ジャヤマンガラの注釈テキストも 'hastāmarśa' と置き換えて読まなければ読解困難な箇所が見受けられる。当該箇所に関して、Leonardi[1972: 192] は 'hastāmarśa' ではなく 'hastāmarśa' という異読に従って訳出したことを断っており、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: 326] も、テキストは 'hastāmarśa' という形で提示しているが、詩節 cd 句に対して 'without grammar it may be like the touch of the hand of the blind' という訳語を当てていることから同様の読み替えを行っている。一方、Fallon[2009: 460–461] はマツリナータの 'hastādarśa' という読みに従って訳出している。

<sup>57</sup> ここでバツティが「文法学を知る者」を意図して 'śabdalaṅkāraśaṅkaśuṣām' ('文法学 (正語を特徴付けるもの) を眼とする者) という表現を使用していることは非常に興味深い。これは明らかに以下のようなパーニニ文法学の伝統的な考えを背景にした言葉である。

「教養文化人」 (śiṣṭa) を正語 (sādhuśabda) に対する権威 (pramāṇa) とするのがパーニニ文法家の基本的立場であり、パタンジャリにとっては、文法学に依拠することなく或る種の生得的な能力によって正しい言語運用を為す者達が教養文化人である。これに対してバルトリハリにとっての「教養文化人」はモデルスピーカーとしてパタンジャリが描くそれを離れ、パーニニ、カーティアヤナ、パタンジャリという「三聖」に代表される文法学者達をも包括する。「三聖」にとって教養文化人の言語運用は同時代のものであったのに対し、バルトリハリの時代にはその言語運用はもはや目の当りにすることのできないものとなっており、教養文化人の言語運用を直接に知覚することができない者達にとって (apaśyatām) は、文法学 (śāstra) がそれを見るための眼 (cakṣus) となるのである。ナーゲーシャの言い方では、教養文化人の言語運用を直接に知覚できる「三聖」は「言葉 (特徴付けられるべきもの) にのみ眼を向ける者」 (lakṣyaikacakṣuṣka) であり、彼ら以降の文法家は「文法規則 (特徴付けるもの) にのみ眼を向ける者」 (lakṣanaikacakṣuṣka) である。

バツティが活躍した時代 (六世紀から七世紀) の人々は、まさにバルトリハリが言うところの「文法学という眼」 (śāstraṃ cakṣuḥ) を通じて初めて教養文化人達の言語運用を見ることができるのであり、その考え方が当該のバツティの表現にも表れていると考えられる。

以上のパーニニ文法学と「教養文化人」の関係については小川 [2002: 899–918] を参照。また、パタンジャリからバルトリハリへと至る「教養文化人」の概念の変遷については Deshpande[1993] に詳しい。

文法学を知る者が *Bhaṭṭikāvya* を手にすれば、それは灯火の如く周りを照らし出してくれるものとなるが、文法学を知らない者が手にしても、盲者が何かに触れて外形だけを理解してその本質を理解できないように、作品の真髄に触れることはできないということである<sup>58</sup>。この詩節から、バツティが修辞や美質等の例証より文法規則の例証に重きを置いていること、言い換えれば、詩学よりも文法学を重要視していることが窺える。そのことは、既に述べたように作品の全22章中18章分が文法規則の例証に当てられていることから明らかであろう。

バツティやバーマハの生きた時代に、パーニニ文法学はサンスクリットに携わる者達、ましてやカーヴィアに携わる者達にとっては必要不可欠な学問であった。物語を描写しながら文法規則を例証するという手法を通じて、バツティはカーヴィア詩人としての独創性を示すと同時に、そのような文法学の教示を目論んでいたと考えられる<sup>59</sup>。

### 1.8. 注釈書の必要性

以上のように、*Bhaṭṭikāvya* は文法規則の例証に重きを置いた作品である。しかし、表面上はラーマ物語を歌い上げる文学作品であり、詩節だけを読んでどの語やどの表現によってどの文法規則が考慮され、例証されているかを理解

<sup>58</sup>当該詩節においてジャヤマンガラとマッリナータの間に異読があり、マッリナータのテキストに従えば、詩節は次のようになる。BhK 22.33: *dīpakalpaḥ prabandho 'yaṃ śābdalakṣaṇacakṣuṣāṃ / hastādarśa ivāndhānām bhaved vyākaraṇād r̥te //* (「この作品は文法学を眼とする者達にとっては灯火に等しい。文法学を知らなければ、盲者達が手にする鏡の如きものに他ならない」)

文法学を知る者が *Bhaṭṭikāvya* を手にすれば、それは灯火の如く周りを照らし出してくれるものとなるが、文法学を知らない者が手にしても、盲者にとっての鏡のように、何の訳にも立たないということである。どちらの読みも同程度に可であるので、ここではより古いと考えられるジャヤマンガラの読みに従う。

<sup>59</sup>この点について Fallon[2009: xx] は、*Rāmāyaṇa* という魅力的で道徳的に向上する物語の文脈の中で、文典の注釈書中に既に挙げられている例を用いながら、パーニニ文典学習の一助を図ることが明らかにバツティの目的であった、と述べている。なお、バツティが *Bhaṭṭikāvya* を著すことになったきっかけを物語る二つの伝説については M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xiv-xv] を参照せよ。

することは、我々現代の研究者には中々困難である。

先ほども引用したように、作者バツティ自身も作品の最終部で次のように述べている。

[BhK 22.34]

vyākhyāgamyam idaṃ kāvyam

utsavaḥ sudhīyām alam /

hatā durmedhasaś cāsmin

vidvatpriyatayā mayā //

解説を通じて [のみ] 理解可能なこのカーヴィアは、賢者達にとって有り余る歓喜である。そしてここ (作品中) で私は愚者達を考慮しない。賢者を愛好するがゆえに。

ここで ‘vyākhyāgamyam’ という表現を解釈するに当たって、我々は以下のようなパーニニ文法学における〈解説〉(vyākhyāna) という考え方に目を向けねばならない<sup>60</sup>。何故なら、優れた文法学者であり、文法規則の例証を主要な目的として作品を著したバツティの各表現は、パーニニ文法学の伝統を下敷きにしている可能性が非常に高いからである<sup>61</sup>。

バタンジャリによれば、文法規則だけを通じて正語 (śabda) が理解されることはない。正語の理解のために要求されるのが文法規則に対する〈解説〉(vyākhyāna) であり、それは例 (udāharaṇa)・反例 (pratyudāharaṇa)・文補足 (vākyādhyāhāra) から成る<sup>62</sup>。規則要素の分

<sup>60</sup>パーニニ文法学における〈解説〉(vyākhyāna) という考え方について詳細は小川 [2002: xii-xvi] を見よ。

<sup>61</sup>この点について例えば注 57 を見よ。

<sup>62</sup>MBh on Vt 14 (Paspasāhnika): *na hi sūtrata eva śābdān pratipadyante / kiṃ tarhi / vyākhyānataś ceti / parihrtam etat / tad eva sūtram vighrītam vyākhyānam bhavatīti / nanu cokatam na kevalāni carcāpadāni vyākhyānam vṛddhiḥ āt aij itī / kiṃ tarhi / udāharaṇam pratyudāharaṇam vākyādhyāhāra ity etatsamuditam vyākhyānam bhavatīti /* (「実に文法規則だけを通じて正語を理解することはない。【問】その場合どうなるのか。【答】〈解説〉を通じて [正語は理解される]。それは退けられる。まさにその文法規則が分析された時に〈解説〉となる。【反論】しかし、[例えば A 1.1.1 における] vṛddhiḥ, āt, aic のように、単に復唱される語は〈解説〉ではないと述べられている。【問】その場合どうなるのか。【答】例・反例・文補足というこれらを備えたものが〈解説〉である」)

析 (vighraha) だけでなく、この〈解説〉を通じて初めて文法規則は正しく理解され、正語を説明することが可能となる。

このようなパーニニ文法学における〈解説〉(vyākhyāna) という考え方を考慮するならば、当該の‘vyākhyā’ という語は現代的な意味での「注釈書」というよりは、マツリナータが述べるように師による「解説」を意味していると考えるのが妥当である<sup>63</sup>。複雑な構造を持つ Bhṛṅgikāvya は、文法規則と同様、「解説」を通じて初めて正しく理解されるものなのである<sup>64</sup>。

Bhṛṅgikāvya 22.34 の言明から、我々だけでなく当時の伝統の中に生きた人々にとってすらも、Bhṛṅgikāvya を解説無しに理解することは困難であったこと、及びバツティがかなりの計画性と意図を持って作品中に様々な仕掛けを施していることが窺える。従って、作者バツティの意図を汲んで正確に Bhṛṅgikāvya を読解するためには、その道に精通する師の解説か現存する注釈書の参照が必須となるのである。

<sup>63</sup> マツリナータは ‘vyākhyāgamyaṃ’ を「師の口を通じて理解可能な[カーヴィア]」(gurumukhavedyam) と説明する。また、Udyānavṛtti が Kāvyaṅkārā 2.20 に対する注釈中で「〈解説〉を通じて[文法規則に関する]特定のものの理解が生まれる」(vyākhyānato viśeṣapratipattiḥ) という Mahābhāṣya 中の言明を引用していることも示唆的である。MBh on Vt 1 (Paspasāhnikā): vyākhyānato viśeṣapratipattir na hi samdehād alakṣaṇam / (「〈解説〉を通じて [文法規則に関する] 特定のものの理解が生まれる。実に、[文法規則に関する事柄に対して] 疑いがあるからといって文法規則が正しくないことにはならない」)

なお、先行研究である Leonard[1974: 192]、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: 326]、Goodall and Isaacson[2003: xix]、Fallon[2009: 461] 及び辻 [1973: 67] は全て、当該の‘vyākhyā’ に対して ‘commentary’ や「注釈」という訳語を当てる。

<sup>64</sup> 当然 Bhṛṅgikāvya における「解説」とは、どの語やどの表現によってどのような文法規則が考慮され、理解されるべきかを解説することである。そして、もしパーマハが Bhṛṅgikāvya を念頭に置いて Kāvyaṅkārā 2.20 で ‘vyākhyāgamya’ という表現を使用しているとするならば、彼は ‘vyākhyā’ という語によって、例証される文法規則に対する解説を意図していると考えられる。しかしパーマハが一般的な意味でその語を使用している可能性もあり、この点については検討を要する。だが既に述べたように、Bhṛṅgikāvya 22.34 と Kāvyaṅkārā 2.20 の語句と内容はあまりにも酷似していること、バツティが Bhṛṅgikāvya 第十章で例証する修辞にはパーマハが定義する修辞との関連が見て取れること、そして両者の時代の近接性から判断して、両詩節が密接な関係にあることは疑い得ないと筆者は考える。

## 2. kāraka 術語規則

これより、kāraka 術語規則と karmapravacanīya 術語規則が例証される Bhṛṅgikāvya 8.70–93 の考察を行う。まず、kāraka (〈行為実現者〉、〈行為参与者〉) の術語規則が例証される Bhṛṅgikāvya 8.70–84 (kāraka-adhikāra) を取り扱う。

パーニニは支配規則 (adhikārasūtra) である A 1.4.23 kārake (「それが〈行為参与者〉である場合に」) のもとに、A 1.4.24 dhruvam apāye ’pādānam から A 1.4.55 tatprayojako hetuś ca において〈基点〉(apādāna)、〈受益者〉(sampradāna)、〈手段〉(karaṇa)、〈基体〉(adhikaraṇa)、〈目的〉(karman)、〈行為主体〉(kartṛ)、〈原因〉(hetu) の術語規則を設けており、Bhṛṅgikāvya 8.70–84 では、概ねパーニニの規則順序通りかつ物語の流れに添う形でこれらの規則が全て例証される<sup>65</sup>。

Bhṛṅgikāvya 8.70–84 は、ランカー島 (Lankā) へと連れ去ったシーター (Sītā) をラーヴァナが誘惑する場面であり、Bhṛṅgikāvya 8.70–84 とそこで例証される文法規則の対応は以下の通りである。

- BhK 8.70–72 → 〈基点〉の術語規則 (A 1.4.24–31)
- BhK 8.73–77 → 〈受益者〉の術語規則と例外規則 (A 1.4.32–41)
- BhK 8.78 → 〈手段〉の術語規則と例外規則 (A 1.4.42–44)
- BhK 8.79–80 → 〈基体〉の術語規則と例外規則 (A 1.4.45–48)
- BhK 8.81–84 → 〈目的〉の術語規則 (A 1.4.49–53)
- BhK 8.84 → 〈行為主体〉と〈原因〉の術語規則 (A 1.4.54–55)

<sup>65</sup> 〈原因〉は A 1.4.55 により使役者 (prayojaka) である〈行為主体〉に与えられる術語である。なお、パーニニ文法学における kāraka 理論の概要については Cardona[1974] を見よ。

以下、まず詩節とそこで例証される規則を挙げて、次に詩節の表現及び内容と各規則の対応関係を詳説する。kāraka 術語規則の規定内容は karmapravacanīya 術語規則のそれに比べて複雑なものが多く、詩節の各表現と例証される各規則の対応をただ挙げるだけでは、研究としてほとんど意味をなさない。詩節と規則の対応関係を詳説するのは、詩節中の表現及び内容をどのように各規則の規定に当てはめることができるかを明示することが、当該箇所の研究として必要と考えるためである。

## 2.1. 〈基点〉の術語規則

### 2.1.1. BhK 8.70–72 → A 1.4.24–31

Bhaṭṭikāvya 8.70–72 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.70–72]

vṛkṣād vṛkṣam parikrāman  
rāvaṇād bibhyatīm bhr̥ṣam /  
śatros trāṇam apaśyantīm  
adr̥śyo janakātmajām //  
tām parājayamānām sa  
pṛite rakṣyām daśānanāt /  
antardadhānām rakṣobhyo  
malinām mlānamūrdhvajām //  
rāmād adhītasamdeśo  
vāyor jātaś cyutasmitām /  
prabhavantīm ivādityād  
apaśyat kapikuñjaraḥ //

ラーマから音信を受け取った、風の子であるその象の如き猿は、姿を隠して樹から樹へと飛び移っている時、ラーヴァナを非常に恐れ、敵から身を守る術も無く、[ラーヴァナの] 愛を拒絶し、十顔者（ラーヴァナ）から守られねばならず、悪魔達から隠れ、[体は] 汚れ、髪も傷み、笑顔を失った、太陽から現れたかのようなそのジャナカの娘を目にした。

- A 1.4.24 dhruvam apāye 'pādānam // 「離れが実現されるべき時、出発点となる〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.25 bhīrārthānām bhayahetuḥ // 「動詞語根 bhī（「恐怖する」）の意味か動詞語根 trai（「守護する」）の意味を持つ動詞語根が使用される時、恐怖を引き起こす原因である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.26 parājer asoḍhaḥ // 「parā に先行される動詞語根 ji（「圧倒する、勝利する」）が使用される時、耐え難い対象である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.27 vāraṇārthānām īpsitaḥ // 「活動の阻害を意味する動詞語根が使用される時、望まれる対象である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.28 antardhau yenādarśanam icchati // 「隠れることを根拠とし、YがXによる自身の知覚のないことを望むその〈行為参与者〉Xは〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.29 ākhyātopayoge / 「学識の獲得が実現されるべき時、教示者である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」<sup>66</sup>
- A 1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ // 「動詞語根 jan（「誕生する」）が表示する行為の〈行為主体〉の根源である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.31 bhūvaḥ prabhavaḥ // 「動詞語根 bhū（「現れる」）が表示する行為の〈行為主体〉が現れる場所である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」

まず 'vṛkṣād vṛkṣam parikrāman'（「樹から樹へと飛び移っている時」）という表現により A 1.4.24 が例証される。言うまでもなく「樹」は A 1.4.24 が規定する「出発点」（dhruva）である。

続いて 'rāvaṇād bibhyatīm bhr̥ṣam śatros trāṇam apaśyantīm'（「ラーヴァナを非常に恐れ、

<sup>66</sup> Kāśikāvṛtti は 'upayoga' を 'niyamapūrvakam vidyāgrahaṇam' と説明し (KV on A 1.4.29)、これに対して Nyāsa は「学識を獲得する為に弟子入りすることが niyama である」(vidyāgrahaṇārtham śiṣyapṛavṛttiḥ niyamaḥ) と注釈する (Nyāsa on KV to A 1.4.29)。

敵から身を守る術も無く」という表現により A 1.4.25 が例証される。「ラーヴァナ」と「敵」は A 1.4.25 が規定する「恐怖を引き起こす原因」(bhayahetu) である。

続いて ‘parājayamānām...prīte’ (「愛を拒絶して」という表現により A 1.4.26 が例証される。シーターにとって、ラーヴァナの愛はまさに A 1.4.26 が規定するところの「耐え難い対象」(asoḍha) である。

続いて ‘rakṣyām daśānanāt’ (「十顔者から守られねばならず」という表現により A 1.4.27 が例証される。まず動詞語根 rakṣa が表示する守護行為は、シーターに対するラーヴァナの活動を阻害するから A 1.4.27 が規定する「活動の阻害を意味する動詞語根」(vāraṇārtha) という条件を満たす<sup>67</sup>。当該表現が A 1.4.27 の例としての機能を果たすためには、ラーヴァナは「望まれる対象」(īpsita) でなければならないが、ジャヤマンガラは、シーターが行う守護行為の範囲にラーヴァナが含まれることが「望まれる」、と説明する<sup>68</sup>。一方マツリナータは、ラーヴァナは自身の愛人達によって夫として「望まれる対象」であると説明する。ラーヴァナの愛人達はシーターに彼を取られないように、逆にシーターを彼から守るのである<sup>69</sup>。しかし、*Kāśikāvṛtti* や *Siddhāntakaumudī* が A 1.4.27 に対して挙げる例文の構造を考慮するならば、ジャヤマンガラの解釈が妥当であろう<sup>70</sup>。

<sup>67</sup>Cf. DhP 1.688 rākṣā pālāne // (「動詞語根 rakṣa は守護 (pālana) を意味する」)

<sup>68</sup>*Jayamaṅgalā* on BhK 8.71: pravṛttivighātalaṣṇayā rakṣaṅakriyāyā ātmasambandhinīyā daśānanasya vyāptum abhipretatvāt / (「活動の阻害を特徴とする、自らと関係する守護行為によって、十顔者を遍充することが望まれるから」)

<sup>69</sup>*Sarvapaṭhīnā* on BhK 8.71: daśānanāt svakāntād īpsitāt tatkāntābhiḥ sītācāpalaśākinībhiḥ sāpatnyārthaṃ rakṣyām vāryām vāraṇīyatvenābhimatām / anyathā tasya tadekāyatvatve svasaubhāgyabhaṅgaprasaṅgāt / (「十顔者から、即ち彼の愛人達に自分の夫として望まれている [ラーヴァナ] から、夫共有関係を保つために、シーターの軽卒な行動を疑う彼の愛人達によって守られねばならない (rakṣyām=vāryām)、即ち守られねばならない者と [彼の愛人達に] 見なされている [シーター]。そうでなければ、彼 (ラーヴァナ) は彼女 (シーター) 一人に専心しているので、自分達 (ラーヴァナの愛人達) の幸福が破壊されてしまうから」)

<sup>70</sup>両書はともに A 1.4.27 の例として「彼は牛を大麦か

続いて ‘antardadhānām rakṣobhyaḥ’ (「悪魔達から隠れて」という表現により A 1.4.28 が例証される。シーターは悪魔達に見られることを望まず、身を隠している<sup>71</sup>。

続いて ‘rāmād adhītasamdeśah’ (「ラーマから音信を受け取った」という表現により A 1.4.29 が例証される。ここでハヌーマットにとってラーマは「教示者」(ākhyātr) であり、ハヌーマットはまさに規定に従って師から学問を学ぶかの如くラーマから音信を受け取ったのである<sup>72</sup>。

最後に ‘vāyor jātaḥ’ (「風の子」という表現により A 1.4.30 が、‘prabhavantīm ivādityāt’ (「太陽から現れたかのような」という表現により A 1.4.31 がそれぞれ例証される。ここで風はハヌーマットの「根源」(prakṛti) であり、太陽はシーターが「現れる場所」(prabhava) である。

ここで注意すべきは A 1.4.30 が規定する「根源」(prakṛti) とは未だ誕生していない何かが生ずる原因 (kāraṇa, hetu) であるのに対して、A 1.4.31 が規定する「現れる場所」とは既に実現されている何かが生ずる場所だということである。当該詩節において、風はまさにハヌーマット誕生の原因であり、太陽は、既に誕生しているシーターが最初に姿を現したかの

ら引き離す (yavebhyo gām vārayati) という文を挙げる。ここで「大麦」は牛にとって「望まれる対象」に他ならない。この構造を当該詩節に当てはめるならば、ラーヴァナを何らかの形で望むのは彼の愛人達ではなくシーターでなくてはならない。シーターが恋愛対象としてラーヴァナを望むことはあり得ないので、自らの守護行為の範囲に含まれる者としてシーターはラーヴァナを望んでいるというのがジャヤマンガラの考えであろう。

<sup>71</sup>*Sarvapaṭhīnā* on BhK 8.71: rakṣāṃsi mām mā drākṣur iti līyamānām ity arthaḥ / (「『悪魔達は私を見てはならない』と考えて身を潜めている [シーター] という意味である」)

<sup>72</sup>*Jayamaṅgalā* on BhK 8.72: ākhyātopayoge ity apādānasaṃjñā / rāmasyākhyātrtvāt / sāvadhānatayā samdeśagrahaṇāt niyamapūrvakavidyāvāt samdeśagrahaṇam / (「ākhyātopayoge [という A 1.4.29] に基づいて [ラーマは] (基点) と呼ばれる。ラーマは教示者であるから。[ハヌーマットは] 注意深く音信を受け取るので、学生活動に基づいて学識を獲得するのと同じように音信を受け取るのである」)

パツィが ‘adhīta’ という語を使用しているのも A 1.4.29 の構造を考慮してのことであろう。この表現は、*Kāśikāvṛtti* が A 1.4.29 に対して挙げる例文「彼は師から学ぶ (upādhyāyād adhīte) と対応する。

ような場所として理解される<sup>73</sup>。

以上のように、パッティは *Bhṭtikāvya* 8.70–72 において〈基点〉の術語規則を全て例証しているが、注目すべきはパーニニの規則順序に合わせて詩節の語を配列していることである。さらに言えば、A 1.4.25 においてパーニニは動詞語根 *bhī*, *traī* という順で項目を提示しているが、詩節の語もその順序で配列されている。

## 2.2. 〈受益者〉の術語規則と例外規則

### 2.2.1. BhK 8.73–74 → A 1.4.32–35

*Bhṭtikāvya* 8.73–74 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.73]

<sup>73</sup>Cf. *Nyāsa* on KV to A 1.4.31: *nanu ca himavato gaṅgā prabhavati ity etat pūrveṇaiva siddham / tathā hy ayam atrārthaḥ—himavato gaṅgā jāyata iti / tat kimartham idam ārabhyata ity āha—prathamata upalabhyata iti / eṣa cārtho 'nekārthatvād dhātūnām veditavyaḥ / janyarthas tv atra na sambhavaty eva / na hi himavān gaṅgāyāḥ kāraṇam / sā hy anyebhya eva kāraṇebhya utpannā / himavati tu kevalam prathamata upalabhyata iti / (「そして『ガンガー河はヒマラーヤから現れる (*himavato gaṅgā prabhavati*) というこの表現は同じ先の規則 (A 1.4.30) だけで成立する。即ち、ガンガー河はヒマラーヤから生じる (*himavato gaṅgā jāyate*) というこれがここでの意味である。その場合、一体何の為にこれ (A 1.4.31) は述べられるのか』という反論に対して *prathamataḥ upalabhyate* と述べる。そして、動詞語根が多数の意味を持つことに基づいてこの意味は知られるべきである。一方、動詞語根 *jan* の意味はここでは決してあり得ない。何故なら、ヒマラーヤはガンガー河の原因ではないからである。実に、それ (ガンガー河) はまさに他の諸原因から生じたものである。そして、単に [ガンガー河は] ヒマラーヤで最初に知覚されるに過ぎない」)*

SK 594: *himavato gaṅgā prabhavati / tatra prakāśata ity arthaḥ / (「ガンガー河はヒマラーヤから現れる。そこに現れる (*prakāśate*) という意味である」)*

TB on SK 594: *janikartur ity eva siddhe nirarthakam idam ity āsankam parihaarann āha—tatra prakāśata iti / prathamam dṛśyata ity arthaḥ / eṣa cārtho dhātūnām anekārthatvāl labhyate / tathā cābhūtaprādurbhāvo janiḥ / anyataḥ siddhasya prathamam upalambhaḥ prabhavaḥ ity arthabhedo 'stīti bhavaḥ // (「『*janikartuḥ*云々 [という A 1.4.30] だけで成り立つので、これ (A 1.4.31) には意味がない』という疑いを晴らすために *tatra prakāśate* と述べる。最初に見られるという意味である。そして、動詞語根が多数の意味を持つことに基づいてこの意味は獲得される。さらにまた、未だ生じていないものが現れることが動詞語根 *jan* の意味である。他方、既に実現しているものが最初に知覚される場所が *prabhava* である。このように [A 1.4.30 と A 1.4.31 には] 意味の違いがあることが意図されている」)*

*rocamaṇaḥ kudrṣṭibhyo  
rakṣobhyaḥ prattavān śriyam /  
ślāghamānaḥ parastrībhyas  
tatrāgād rākṣasādhipaḥ //*

邪な考えを抱く者達を喜ばせ、悪魔達に富を与え、他人の妻達に甘い言葉をかけながら悪魔達の主 (ラーヴァナ) がそこへやって来た。

[BhK 8.74]

*aśapta nihnuvāno 'sau  
sītāyai smaramohitaḥ /  
dhārayann iva caitasyai  
vasūni pratyapadyata //*

愛に惑わされた彼は、シーターに [悪しき人柄を] 隠し、彼女に [決して傷つけないと] 誓った。そしてまるで彼女に借りがあるかのように、富を [与えることを] 約束した。

- 1.4.32 *karmaṇā yam abhipraiti sa sampradānam // 「〈行為主体〉が贈与行為の〈目的〉を通じて結びつこうとする〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」*
- A 1.4.33: *rucyarthānām prīyamāṇaḥ // 「動詞語根 *ruc* (「喜ばす」) と同じ意味を持つ動詞語根が使用される時、喜ぶものである〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」*
- A 1.4.34 *ślāghahnuṣṭhāśapām jñīpsyamānaḥ // 「動詞語根 *ślāgh* (「賞賛する」)、*hnuṣ* (「隠す」)、*sthā* (「留まる」)、*śap* (「誓う、呪う」) が使用される時、知らしめようと望まれている対象である〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」*
- A 1.4.35 *dhārer uttamaraṇaḥ // 「*ṆiC* で終わる動詞語根 *dhṛ* (「借りがある」) が使用される時、貸主である〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」*

まず '*rocamaṇaḥ kudrṣṭibhyaḥ*' (「邪な考えを抱く者達を喜ばせて」) という表現により A 1.4.33 が例証される。ここで悪魔達は A 1.4.33

が規定する「喜ぶもの」(prīyamāṇa) である。「他のもの(切望対象)を〈行為主体〉とする切望」(anyakartṛka-abhilāṣa) が動詞語根 *ruc* が表示する意味であり (KV on A 1.4.33)、当該の事例では邪な考えを抱く者達がラーヴァナを好み、切望していることになる<sup>74</sup>。

続いて ‘rakṣobhyaḥ Prattavān śriyam’ (「悪魔達に富を与えて」という表現により A 1.4.32 が例証される。悪魔達は、ラーヴァナが贈与行為の〈目的〉である「富」を通じて結びつこうとする対象である。

続いて、

- (1) ‘ślāghamāṇaḥ parastrībhyaḥ’ (「他人の妻達に甘い言葉をかけながら」)
- (2) ‘nihnuvāno ’sau sītāyai’ (「彼はシーターに [悪しき人柄を] 隠して」)
- (3) ‘asapta...sītāyai’ (「シーターに [決して傷つけないと] 誓った」)

という三つの表現により、A 1.4.34 が挙げる四つの動詞語根の中から三つの例が示されている。当然 (1) は動詞語根 *ślāgh*, (2) は動詞語根 *hnu*, (3) は動詞語根 *śap* の場合の例に当たる。A 1.4.34 は「知らしめようと望まれている対象」(jñīpsyamāṇa) である〈行為参与者〉に〈受益者〉という術語を与えることを規定しているが、(1) の「他人の妻達」は、賞賛を知らしめようとラーヴァナに望まれている対象であり、(2) と (3) の「シーター」は、悪しき人柄を隠していること、及び決して傷つけないという誓いを立てたことを知らしめようとラーヴァナに望まれている対象である<sup>75</sup>。

<sup>74</sup> Kāśīkāvṛtti が挙げる「砂糖菓子はデーヴァダッタを喜ばす」(devadattāya rocate modakah) という例を用いてこの構造を説明しよう。この文において、デーヴァダッタの切望対象である砂糖菓子が〈行為主体〉として機能するが、動詞語根 *ruc* が表示する意味はその砂糖菓子に対するデーヴァダッタの切望であり、この文は「デーヴァダッタは砂糖菓子を好む」と意味的に等価である。

<sup>75</sup> この構造については次の Kāśīkāvṛtti の例とその説明を見よ。KV on A 1.4.34: devadattāya ślāghate / devadattam ślāghamāṇas tām ślāghām tam eva jñāpayitum icchati ity arthaḥ / (「彼はデーヴァダッタを賞賛する。デーヴァダッタを賞賛している彼は、その賞賛を同じ彼に知らしめようと欲している、という意味である」)

Cf. Sarvathā on BhK 8.73: tāsām yathā viditam tathā tāḥ stuvānas tatkāmakatayety arthaḥ / (「彼女達に欲望を抱

そして ‘dhārayann iva caitasyai’ (「そしてまるで彼女に借りがあるかのように」という表現により A 1.4.35 が例証される。ここで恰もラーヴァナは「借主」(adhamarṇa)、シーターは「貸主」(uttamarṇa) であるかのように見なされており、貸主であるシーターは〈受益者〉と呼ばれる。

Bhṛṅgikāvya 8.73–74 において、詩節の語順はパーニニの規則順序と一致せず、また A 1.4.34 の項目の提示順序とも一致しない。そして A 1.4.34 が提示する項目の内、動詞語根 *sthā* の場合の例は示されていない。

### 2.2.2. BhK 8.75 → A 1.4.36–37

Bhṛṅgikāvya 8.75 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.75]

tasyai sprḥayamāṇo ’sau  
bahu priyam abhāṣata /  
sānūnītīś ca sītāyai  
nākṛudhyan nāpy asūyata //

彼は彼女を望み、[彼女が] 気に入ることを多く語った。そして和解の心を持つ彼はシーターに腹を立てず、非難もしなかった。

- A 1.4.36 sprḥer īpsitah // 「動詞語根 *sprḥ* (「望む」) が使用される時、望まれる対象である〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」
- A 1.4.37 krudhadruherṣyāsūyārthānām yaṃ prati kopah // 「動詞語根 *krudh* (「立腹する」) の意味、*druh* (「悪意を抱く」) の意味、*īrsy* (「嫉妬する」) の意味、*asūya* (「非難する」) の意味と同じ意味を持つ動詞語根が使用される時、怒りが向けられる対象である〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」

まず ‘tasyai sprḥayamāṇo ’sau’ (「彼は彼女を望み」) という表現により A 1.4.36 が例証される。ここでシーターはラーヴァナに「望まれる

き、彼女達に知られるように彼女達を賞賛している [ラーヴァナ] という意味である」)

対象」(īpsita)である。なお、或る対象が「最も望まれるもの」(īpsitatama)である場合には、規則の後続性(paratva)に基づいて、後述する A 1.4.49 kartur īpsitatamaṃ karma が適用される<sup>76</sup>。当該詩節では、シーターはラーヴァナに「単に望まれている」(īpsitamātra)に過ぎない<sup>77</sup>。

続いて、

(1) 'sītāyai nākruḍhyan' (「シーターに腹を立てなかった」)

(2) 'sītāyai...nāpy asūyata' (「シーターを非難もしなかった」)

という二つの表現により、A 1.4.37 が挙げる四つの条件の中から二つの例が示されている。当然(1)は動詞語根 kruḍh の意味を持つ動詞語根の場合、(2)は動詞語根 asūya の意味を持つ動詞語根の場合の例に当たる<sup>78</sup>。ここでシーターは

<sup>76</sup>kāraka 術語を規定する規則は A 1.4.1 ā kaḍārād ekā samjñā (「当該規則から A 2.2.38 kaḍārāḥ karmadhāraye まで、一つのものには一つだけの術語が起こる」)の支配下にあり、或るものに二つの術語が適用可能な場合にはこの規則によって一つの術語が適用される。そして解釈規則 A 1.4.2 vipratīśedhe param kāryam (「同等の力を持つ二つの規則が対立する時(一つのものに二つの規則が同時に適用可能な時)、後続規則の規定する文法操作が起こる」)は、二つの規則が適用可能な時に後続規則が優先適用されることを規定する。A 1.4.1 と A 1.4.2 の役割については Cardona[1974]に詳しい。

<sup>77</sup>Cf. SK 574: īpsitamātre iyaṃ samjñā / prakarṣavivakṣāyāṃ tu paratvāt karmasamjñā / puṣpāni sprhayati / (「[或る対象が]単に望まれるに過ぎない場合にこの術語が適用される。一方、[切望の]卓越性を話者が意図する場合には、[規則の]後続性に基づいて〈目的〉という術語が適用される。【例】彼は花々を(puṣpāni)望む」)

<sup>78</sup>ジャヤマンガラは 'asūyata' という語形を div 群(第四類)の動詞語根 sū の派生形だと考え、その動詞語根に「非難する」という意味を想定している(Jayamaṅgalā on BhK 8.75)。Cf. MDhV on DhP 4.22: ayam asūyārtho 'pi / tena devadattāya sūyate iti kruḍhadruha—ity caturthī bhavatyātreyaḥ / (「これ(動詞語根 sū)は非難(asūyā)も意味する。それゆえ、アートレーヤは『彼はデーヴァダッタを非難する(devadattāya sūyate)というように、kruḍhadruha 云々[という A 1.4.37]に基づいて第四格名詞接辞が起こる』と言う」)

DhP 4.24 śūN prāniprasave // (「動詞語根 sū は生物を生み出すこと(prāniprasava)を意味する」)

Cf. A 6.1.64 dhātvaḍeḥ ṣaḥ ṣaḥ // (「動詞語根の最初の s 音が代置される」)

Bālamānoramā によれば、A 1.4.37 が規定する動詞語根 asūya は、kaṇḍu 群の動詞語根 asū に yaK が導入された語形である。BM on SK 574: asūn upatāpe kaṇḍvādiḥ / (「動詞語根 asū は苦しみ(upatāpa)を意味し、kaṇḍu 群に含まれる」)

A 1.4.37 が規定する「怒りが向けられる対象」(yaṃ prati kopah)である。

当該詩節において、詩節の語順はパーニニの規則順序と一致し、A 1.4.37 の項目の提示順序とも一致するが、A 1.4.37 が挙げる条件の内、動詞語根 druḥ の意味を有する動詞語根と īrsy の意味を持つ動詞語根の場合の例は示されていない。

### 2.2.3. BhK 8.76 → A 1.4.38–39

Bhaṭṭikāvya 8.76 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.76]

saṃkruḍhyasi mṛṣā kiṃ tvam  
didṛkṣuṃ mām mṛgeḥkṣaṇe /  
īkṣitavyam parastrībhyaḥ  
svadharmo rakṣasām ayam //

「鹿の如き眼の女よ、[吉凶を]見極めようとする俺にどうしてお前は無意味に腹を立てるのか。[俺は]他人の妻達を吟味せねばならぬ。これは悪魔の本務なのだ」

- A 1.4.38 kruḍhadruhor upasṛṣṭayoḥ karma // 「動詞語根 kruḍh (「立腹する」)と druḥ (「悪意を抱く」)が upasarga と結びつく場合、怒りが向けられる対象である〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」
- A 1.4.39 rādhīkṣyor yasya vipraśnaḥ // 「動詞語根 rādh (「栄える」)と īkṣ (「見る」)が使用される時、様々な質問がなされる〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」

まず 'saṃkruḍhyasi...kiṃ tvam...mām' (「どうしてお前は俺に腹を立てるのか」)という表現により、A 1.4.38 が規定する、upasarga である sam に先行される動詞語根 kruḍh の場合が例証される<sup>79</sup>。ここでラーヴァナはシーターの「怒りが向けられる対象」である。

Cf. A 3.1.27 kaṇḍvādibhyo yak // (「kaṇḍu 群の動詞語根と〈名詞語基〉(prātipadika)の後に yaK 接辞が起こる」)

<sup>79</sup>Cf. A 1.4.59 upasargāḥ kriyāyoge // 「行為と結びつく時、pra 群の項目 (pra, parā, apa, sam, anu, ava, nis, nir, dus, dur, vī, āN, ni, adhi, api, ati, su, ud, abhi, prati, pari, upa) は upasarga と呼ばれる」

続いて ‘ikṣitavyam parastrībhyah’ (「他人の妻達を吟味せねばならぬ」) という表現により、A 1.4.39 が規定する動詞語根 ikṣ の場合が例証される。ラーヴァナは他人の妻達の吉凶を見定めるために彼女らに「様々な質問」(vipraśna) を投げ掛けるから、妻達は〈受益者〉と呼ばれる。

当該詩節では詩節の語順はパーニニの規則順序と一致するが、A 1.4.38 と A 1.4.39 が提示する項目の内、それぞれ動詞語根 druh の場合と rādh の場合の例は示されていない。

#### 2.2.4. BhK 8.77 → A 1.4.40–41

Bhṛṅgikāvya 8.77 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.77]

śṛṅvadbhyaḥ pratiśṛṅvanti  
madhyamā bhīru nottamāḥ /  
gṛṇadbhyo ’nugṛṇanty anye  
'kṛtārthā naiva madvidhāḥ //

「怯える女よ、中位の者達は従順な部下達に [振る舞いを] 約束するが、俺のような上位の者達はそうではない。利益を得ていない他方の者達は賞賛者達を煽動するが、俺のような者達は決してそうではない」

- A 1.4.40 pratyānbhyaṁ śruvaḥ pūrvasya kartā // 「prati と āN に先行される動詞語根 śru (「聞く」) の表示する行為の〈行為参与者〉は、先行行為の〈行為主体〉である場合に〈受益者〉と呼ばれる」
- A 1.4.41 anupratigrṇas ca // 「anu と prati に先行される動詞語根 gr (「声を出す」) が表示する行為の〈行為参与者〉は、先行行為の〈行為主体〉である場合に〈受益者〉と呼ばれる」

まず ‘śṛṅvadbhyaḥ pratiśṛṅvanti’ (「従順な部下達に [振る舞いを] 約束する」) という表現により、A 1.4.40 が規定する、動詞語根 śru が prati に先行される場合が例証される。A 1.4.40 は、或る条件下で先行行為の〈行為主体〉に〈受

益者〉という術語を与えることを規定しているが<sup>80</sup>、当該詩節で先行行為の〈行為主体〉となる ‘śṛṅvadbhyaḥ’ をどう解釈するかが大きな問題となる。詩節を見ただけではその意味を確定することは中々困難である。

ジャヤマンガラははっきりとは述べないがそれを「王の命令に従順な部下達」というような意味で理解していると考えられ、彼は「部下達から王への懇願行為」が A 1.4.40 が規定する先行行為に当たると説明する。その場合、「中位の王は部下達に頼まれて行動を起こすが、上位の王は懇願などされずとも自ら行動して利益を獲得する」というのが詩節の意味となる<sup>81</sup>。一方マツリナータはそれを「聖典を聞く者達」、即ち「有益さと無益さを教示する者達」と解釈し、彼らの「教示行為」を A 1.4.40 が規定する先行行為と説明する。その場合、「中位の者は教示者達の教えに従ってその通りの行動を彼らに約束するが、上位の者は教示などされずとも何をなすべきかを知っている」というのが詩節の意味となる<sup>82</sup>。しかしどちらの解釈がより適切かは筆者には判断し難い。

<sup>80</sup> この構造については次の *Siddhāntakaumudī* が挙げる例と説明を見よ。SK 578: viprāya gāṃ pratiśṛṅnoti āśṛṅnoti vā / vipreṇa mahyaṃ dehīti pravartitaḥ pratijānīta ity arthaḥ // (「彼は婆羅門に牛を約束する (pratiśṛṅnoti=āśṛṅnoti)。婆羅門に『[牛を] 私に与えよ』と促されて、彼は [牛の贈与を] 約束する、という意味である」)

<sup>81</sup> *Jayamaṅgalā* on BhK 8.77: śṛṅvadbhyaḥ prārthayamānebhyaḥ svāmīn idam kriyatām iti / madhyamāḥ prabhavaḥ pratiśṛṅvanti om ity upagacchanti / he bhīru nottamā mā-dṛśāḥ / te hi svātantryāt svayam eva hitam pratipadyanta iti bhāvaḥ / (「従順な部下達に、即ち「主よ、これをなさってください」と頼む者達に。中位の支配者達は約束する、即ち「いいだろう」と約束する。おお、怯える女よ、上位の者達は、即ち俺のような者達はそうではない。実に自立していることに基づき、彼らはまさに自ら利益を獲得する、ということが意図されている」)

<sup>82</sup> *Sarvapaṭhīnā* on BhK 8.77: anye madvyatirikṭāḥ madhyamāḥ śṛṅvadbhyaḥ śrutaśālibhyaḥ / idam kāryam idam akāryam iti hitāhitam upadiśadbhya ity arthaḥ / pratiśṛṅvanti abhyupagacchanti / tathaiva kurma ity pratijānāta ity arthaḥ / (「他の者達、即ち俺とは違う中位の者達は聖典を聞く者達に、即ち聖典に傾倒する者達に。『これはなすべきことであり、これはなすべきことではない』と言って有益さと無益さを教示している者達に、という意味である。約束する (pratiśṛṅvanti=abhyupagacchanti)。『まさにそのように我々はなそう』と約束する、という意味である」)

‘hitāhitam’ が「有益なもの」と「無益なもの」ではなく「有益さと無益さ」を意味することについては注 85 を見よ。

続いて‘gṛṇadbhyo ’nugṛṇanti’(「賞賛者達を煽動する」という表現により、A 1.4.41が規定する、動詞語根 gṛが anu に先行される場合が例証される。ここでは賞賛行為が A 1.4.41 が規定する先行行為に当たる。中位の者は、自分を賞賛する者達を煽ってさらに自分を褒め讃えるよう仕向けるが、上位の者は決してそのようなことはしないのである。

当該詩節では詩節の語順はパーニニの規則順序と一致するが、A 1.4.40 と A 1.4.41 が提示する項目の内、それぞれ動詞語根 śru が aN に先行される場合と動詞語根 gṛ が prati に先行される場合の例は示されていない。

### 2.3. 〈手段〉の術語規則と例外規則

#### 2.3.1. BhK 8.78 → A 1.4.42–44

*Bhaṭṭikāvya* 8.78 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.78]

iccha snehena dīvyantī  
viṣayān bhuvaneśvaram /  
saṃbhogāya parikrītaḥ  
kartāsmi tava nāpriyam //

「感官対象で遊んでいるお前は、世界の支配者(俺)を愛によって受け入れよ。享樂の奴隷となった俺は、お前の気に入らないことをするつもりはない」

- A 1.4.42 sādhatamaṃ karaṇam // 「行為の実現に対して、卓越した扶助者として意図される最有効因である〈行為参与者〉は、〈手段〉と呼ばれる」
- A 1.4.43 divaḥ karma ca // 「動詞語根 div(「遊ぶ、賭事をする」)が表示する行為の最有効因である〈行為参与者〉は、〈目的〉もしくは〈手段〉と呼ばれる」
- A 1.4.44 parikrayaṇe saṃpradānam anyatarasyām // 「賃雇いに対する最有効因である〈行為参与者〉は、任意に〈受益者〉と呼ばれる」

まず‘iccha snehena’(「愛によって受け入れよ」という表現により A 1.4.42が例証される。ここで「愛」はシーターがラーヴァナを受け入れるための「最有効因」(sādhatama)である。

続いて‘dīvyantī viṣayān’(「感官対象で遊んでいる」という表現により A 1.4.43が例証される。ここで「感官対象」は動詞語根 divが表示する遊ぶという行為の最有効因であり、〈手段〉に加えて任意に〈目的〉という術語を得る。

そして‘saṃbhogāya parikrītaḥ’(「享樂を通じて雇われた」という表現により A 1.4.44が例証される。ここでは「享樂」が A 1.4.44の規定する「賃雇い」(parikrayaṇa)に対する最有効因となり、それは〈手段〉に加えて任意に〈受益者〉と呼ばれる。

当該詩節において、詩節の語順はパーニニの規則順序と一致している。

### 2.4. 〈基体〉の術語規則と例外規則

#### 2.4.1. BhK 8.79 → A 1.4.45–46, A 1.4.48

*Bhaṭṭikāvya* 8.79 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.79]

āssva sākaṃ mayā saudhe  
mādhiṣṭhā nirjanam vanam /  
mādhivātsīr bhuvam śayyām  
adhiśeṣva smarotsukā //

「お前は俺と一緒に宮殿にいなさい。人のいない森にいてはならぬ。大地で暮らしてはならぬ。愛を熱望して寢床に横たわるのだ」

- A 1.4.45 ādhāro ’dhikaraṇam // 「行為の拠り所である〈行為主体〉か〈目的〉の保持行為に対する基体である〈行為参与者〉は、〈基体〉と呼ばれる」
- A 1.4.46 adhiśīnsthāsām karma // 「adhiに先行される動詞語根 śīN(「眠る」)、sthā(「留まる」)、ās(「座る」)が表示する行為の基体である〈行為参与者〉は、〈目的〉と呼ばれる」

- A 1.4.48 upānvadhyānvasaḥ // 「upa, anu, adhi, āN に先行される動詞語根 vas (「住む」) が表示する行為の基体である〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」

まず ‘āssva sākaṃ mayā saudhe’ (「お前は俺と一緒に宮殿にいなさい」) という表現により A 1.4.45 が例証される。「宮殿」は〈行為主体〉であるシーターを保持する為の「基体」(ādāra) である。

続いて、

(1) ‘mādhiṣṭhā nirjanaṃ vanam’ (「人のいない森にいてはならぬ」)

(2) ‘śayyām adhiśeṣva’ (「寝床に横たわるのだ」)

という表現によって A 1.4.46 が例証される。当然 (1) は動詞語根 sthā の場合、(2) は動詞語根 śi の場合の例に当たる。adhi に先行される動詞語根 sthā と śi が表示する潜在行為と睡眠行為の基体である「森」と「寝床」は A 1.4.46 により〈目的〉と呼ばれる。

そして ‘mādhiṣṭhā nirjanaṃ vanam’ (「大地で暮らしてはならぬ」) という表現により、A 1.4.48 の規定する、動詞語根 vas が adhi に先行される場合が例証される。ここで adhi に先行される動詞語根 vas が表示する居住行為の基体である「大地」は〈目的〉と呼ばれる。

当該箇所ではパッティは、A 1.4.46 が提示する項目の内、動詞語根 ās の場合の例を示していない。また、A 1.4.47 を例証する前に A 1.4.48 の一パターンを例証しており、詩節の語順もパーニニの規則順序に従っていない。

## 2.4.2. BhK 8.80 → A 1.4.47–48

Bhṛṅgikāvya 8.80 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.80]

abhinyavikṣathās tvaṃ me  
yathaiṣvāyāhatā manaḥ /  
tavāpy adhyāvasantaṃ māṃ  
mā rautsīr hr̥dayaṃ tathā //

「まさにお前が遮られることなく我が心に入ったように、お前もお前の心に住もうとする俺を遮るな」

- 1.4.47 abhiniviśaś ca // 「abhi-ni に先行される動詞語根 viś (「入る」) が表示する行為の基体である〈行為参与者〉は、〈目的〉と呼ばれる」
- A 1.4.48 upānvadhyānvasaḥ // 「upa, anu, adhi, āN に先行される動詞語根 vas (「住む」) が表示する行為の基体である〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」

まず ‘abhinyavikṣathās tvaṃ me yathaiṣvāyāhatā manaḥ’ (「まさにお前が遮られることなく我が心に入ったように」) という表現により A 1.4.47 が例証される。ここで abhi-ni に先行される動詞語根 viś が表示する入り行為の基体である「心」は〈目的〉と呼ばれる。

続いて ‘adhyāvasantaṃ hr̥dayaṃ’ (「心に住もうとする」) という表現により、A 1.4.48 の規定する、動詞語根 vas が adhi と ā に先行される場合が例証される。ここで adhi と ā に先行される動詞語根 vas が表示する居住行為の基体である「心」は〈目的〉と呼ばれる。

パッティは、A 1.4.48 が提示する upa, anu, adhi, ā に先行される動詞語根 vas の内、先の詩節において adhi に先行される動詞語根を、当該詩節において adhi と ā に先行される動詞語根を提示しているが、upa と anu に先行される場合の例は示しておらず、Bhṛṅgikāvya 8.79 と 8.80 において adhi に先行される場合の例が重複してしまっている。また、Bhṛṅgikāvya 8.80 で A 1.4.47 を例証する前に Bhṛṅgikāvya 8.79 で A 1.4.48 が例証されており、当該箇所は本稿で取り扱った詩節の中では、詩節の順序と規則の順序が一致していない唯一の箇所である。

## 2.5. 〈目的〉の術語規則

### 2.5.1. BhK 8.81 → A 1.4.49–50

Bhṛṅgikāvya 8.81 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.81]

māvamaṣṭhā namasyantam  
akāryajñe jagatpatim /  
saṃdr̥ṣṭe mayi kākutstham  
adhanyaṃ kāmayeta kā //

「愚かな女よ、世界の主（俺）がお辞儀しているのに見下すでない。俺を目にしたならば、一体どの女が不幸なラーマなどを愛せようか」

- A 1.4.49 kartur īpsitatamaṃ karma // 「〈行為主体〉が行為を通じて最も得ようと望む〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」
- A 1.4.50 tathāyuktaṃ cānīpsitam // 「〈行為主体〉が最も得ようと望む対象が行為と結びつくのと同様の仕方で行為と結びついている、〈行為主体〉が得ようと望まない〈行為参与者〉あるいは中立的な〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」

まず ‘māvamaṣṭhā...jagatpatim’（「世界の主を見下すでない」）という表現により A 1.4.49 が例証される。シーターの軽蔑行為にとってラーヴァナは「最も得ようと望まれる対象」（īpsitatama）である。

続いて ‘kākutstham adhanyaṃ kāmayeta kā’（「一体どの女が不幸なラーマなどを愛せようか」）という表現により A 1.4.50 が例証される。伝統的には、A 1.4.50 の ‘anīpsitam’ という否定複合語によって、得ようと望まれる対象以外のもの、即ち「嫌悪対象」（dveṣya）と「無関心対象」（upekṣya）が指示され、A 1.4.50 はその両者も〈目的〉と呼ばれることを規定したものと解釈される<sup>83</sup>。ここで「不幸なラーマ」は女達の嫌悪対象に当たると考えられ、A 1.4.50 の伝統的な解釈に従えば、バツティは無関心対

<sup>83</sup>この点については *Tattvabodhini* が簡潔な説明を与えてくれている。TB on SK 538: īpsitād anyad anīpsitam iti paryudāso 'yam / tena yad upekṣyaṃ yac ca dveṣyaṃ tad dvayam apīha gr̥hyata ity āsayenādyam udāharati—grāmam gacchaṃs tr̥ṇam spr̥śatīti //（「望まれるもの以外のものが anīpsita であるから、これは排除否定である。それ故、無関心対象と嫌悪対象の両者もここ（A 1.4.50）で理解されることを意図して、前者の例を『彼は村に行く途中で草に触れる』と示す」）

象の例証を省略していることになる。ただし、バツティ自身が否定辞 nañ (an-) を排除否定 (paryudāsa) ではなく対立 (virodha) の意味で理解していた可能性もあり<sup>84</sup>、その場合、バツティはまさに A 1.4.50 が規定する嫌悪対象を例証しているのであって、無関心対象の例証を省略していることにはならない。しかし、本稿で扱う箇所に関しては、文法規則と詩節中の表現との対応関係は全て規則に対する伝統的な解釈に基づいて理解できること、及びバツティは規則が規定する全パターンを例証せず、その大部分を省略する傾向にあることを考慮するならば、前者の理解が適当であると考えられる。

なお、当該詩節の語順はパーニニの規則順序に従っている。

### 2.5.2. BhK 8.82–83 → A 1.4.51–52

*Bhṭtikāvya* 8.82–83 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.82]

yaḥ payo dogdhi pāṣāṇam  
sa rāmād bhūtim āpnuyāt /  
rāvaṇam gamaya prītim  
bodhayantaṃ hitāhitam //

「石から乳を搾る者でもいれば、ラーマから富を得られるだろう。有益さと無益さを教えるラーヴァナをお前は愛へと導け」<sup>85</sup>

<sup>84</sup>この否定辞の構造については Joshi and Roodberg [1975: 173] を見よ。

<sup>85</sup>‘rāvaṇam gamaya prītim’ は「ラーヴァナへと愛を行かせよ」と「愛へとラーヴァナを行かせよ」の二通りの解釈が考えられるが、使役の構造を考慮すれば後者で解釈すべきである。何故なら前者で解釈する場合、元々シーターの愛がラーヴァナへと向かっていたことになってしまうからである。

パーニニ文法家によれば、使役は被使役者が既に行為に従事している (pravṛttakriya) ことを前提とする。或る行為に従事している被使役者にその行為を止めさせないのが使役である。この点が命令との違いである。IOT接辞は、未だ行為に従事していないもの (apravṛttakriya) に対する促進が表示されるべき時に導入される。小川 [2010: 22, fn. 55] 参照。そのことをバルトリハリは次のように述べている。

VP 3.7.126: dravyamātrasya tu praīṣe pṛcchyāder loḍ

[BhK 8.83]

pṛito 'haṃ bhojayiṣyāmi  
bhavatīm bhuvanatrayam /  
kiṃ vilāpayase 'tyartham  
pārśve śāyaya rāvaṇam /

「俺が満足した暁には貴方に三界を  
享受させてやろう。どうしてお前は  
酷いことを言うのか。お願いだから  
傍らにラーヴァナを寝かせておくれ」

86

- A 1.4.51 akathitaṃ ca // 「〈基点〉等の特殊として意図されていない〈行為参与者〉も〈目的〉と呼ばれる」
- A 1.4.52 gatibuddhipratyavasānārthaśabda-karmākarmakāṇām aṇi kartā sa ṇau // 「NiC

vidhīyate / sakriyasya prayogas tu yadā sa viṣayo ṇicah // (小川 [2010: 22, fn. 55]: 「しかしながら、単なる〈実体〉に対する促進が表示さるべきとき、*pracch* (「質問する」) などの [動詞語根] の後に、*loṭ* が導入される。一方、行為を有するものが使役されるとき、その [使役] は *ṇic* 接辞の対象領域である」)

ヘーラーラーージャ (Helārāja, 10 世紀) は次のように説明する。*Prakāśa* on VP 3.7.126: *apavṛttakriyasya dravyamātrasya apratilabdhartrbhāvasya kartṛtvārtha eva praīṣe dyotyē loṭ upadiśyate / pṛcchyanuyujyāder dhātoḥ paraḥ pratyayaḥ kartrādikārake vācye / pravṛttakriyasya tu virāmāsāṅkāyām mā virāṃsīd ity abhisamdhāya kartur eva svatantrasya prayojakahetuvyāpāre ṇiḥ vācaka upadiśyate / (「単なる〈実体〉とは行為が未だ起こっていないものであり、行為主体性を未だ獲得していないものである。それのまさに行為主体性を目的とする促進が標示されるべき時に IOT が [導入されることが] 教示されている。〈行為主体〉等の〈行為参与者〉が表示されるべき時、*pracch* や *anuyuj* 等の動詞語根の後に [IOT 等の] 接辞が起こる。一方、行為が既に起こっているものに中止の懸念がある場合、「中止してはならない」ということを念頭において、まさに自主的な〈行為主体〉を使役する〈原因〉に起こるハタラクキを表示するものとして NiC が [導入されることが] 教示されている」)*

また、マッリナータが述べるように 'hitāhitam' という複合語は A 2.4.13 vipratīśiddham cānadhikaraṇavāci // (「互いに矛盾する意味を表示し、実体以外のものを表示する語で構成される dvandva は、単一なものを表示するものとして扱われる」) に基づく。「実体以外のものを表示する」(anadhikaraṇavācin) とは即ち「属性等 (guṇādi) を表示する」ということである。当該の事例で言えば、'hita' と 'ahita' はそれぞれ「有益なもの」と「無益なもの」ではなく「有益性」と「無益性」という属性を表示する。

<sup>86</sup> 'atyartham' は 'vilāpayase' を修飾する副詞としても解釈可能であるが、A 1.4.52 を考慮してその目的語と理解すべきである。

で終わらない、進行・知・飲食を意味する動詞語根、音声を〈目的〉とする動詞語根、そして〈目的〉を持たない動詞語根が表示する行為の〈行為主体〉は、その動詞語根が NiC で終わる場合、〈目的〉と呼ばれる」

まず 'yaḥ payo dogdhi pāṣaṇam' (「石から乳を搾る者でもいれば」) という表現により A 1.4.51 が例証される。この規則は特定の〈行為参与者〉として意図されない項目に〈目的〉という術語を与える規則である。ここで「石」は動詞語根 *duh* が表示する搾乳行為に対して〈基点〉と呼ばれ得るが<sup>87</sup>、話者が「石」を〈基点〉として意図しない場合に、「石」は A 1.4.51 によって〈目的〉と呼ばれる<sup>88</sup>。

続いて、

- (1) 'rāvaṇam gamaya pṛtiṃ' (「お前はラーヴァナを愛へと導け」)
- (2) 'bodhayantaṃ hitāhitam' (「有益さと無益さを教える」)
- (3) 'bhojayiṣyāmi bhavatīm bhuvanatrayam' (「貴方に三界を享受させてやろう」)
- (4) 'kiṃ vilāpayase 'tyartham' (「どうしてお前は酷いことを言うのか」)
- (5) 'pārśve śāyaya rāvaṇam' (「お願いだから傍らにラーヴァナを寝かせておくれ」)

という五つの表現により、A 1.4.52 で提示される五つの条件が全て例証されている。この規則は NiC で終わらない或る特定の動詞語根が表示する行為の〈行為主体〉が、それらの動詞語根が NiC で終わる場合に〈目的〉と呼ばれることを規定したものである<sup>89</sup>。(1) は進行 (*gati*) を意味する動詞語根、(2) は知 (*buddhi*) を意味する動詞語根、(3) は飲食 (*pratyavasāna*) を意味する動詞語根、(4) は音声 (*śabda*) を〈目的〉

<sup>87</sup> 先に引用した A 1.4.24 を見よ。

<sup>88</sup> 一方、乳 (*payas*) は先の A 1.4.49 により〈目的〉と呼ばれる。なお *Bhaṭṭikāvya* 6.8–10 では二つの〈目的〉を持つ動詞語根 (*dvikarmakadhātu*) の使用例が提示され、A 1.4.51 との関連のもと、*Mahābhāṣya* 中に挙げられる *Ślokavārttika* の規定が例証されるが、この箇所については別稿で論じる予定である。

<sup>89</sup> なお「NiC で終わる動詞語根」は、特定の接辞で終わる項目に〈動詞語根〉(*dhātu*) という術語を付与する A 3.1.32 *sanādyantā dhātavaḥ* (「saN 等で終わる項目は *dhātu* と呼ばれる」) によって '*dhātu*' と呼ばれる。

とする動詞語根、(5)は〈目的〉を持たない動詞語根(自動詞)の場合の例にそれぞれ対応している。(1)(2)(5)の動詞語根 gam と budh と śi が NiC で終わらない場合の〈行為主体〉であるラーヴァナ、(3)(4)の動詞語根 bhuj と vi に先行される動詞語根 lap が NiC で終わらない場合の〈行為主体〉であるシーターは<sup>90</sup>、それらの動詞語根が NiC で終わる場合に〈目的〉と呼ばれる。

ここで、A 1.4.52 中で項目や条件が提示される順番通りに、それを例証する詩節の各語が配列されていることは大変興味深い。当該詩節を見る限り、規則の順序だけでなく、規則中の項目や条件の提示順序をも考慮して詩節の語を配列しようとする意識がバツティにはあったと考えられる。

### 2.5.3. BhK 8.84 → A 1.4.53

*Bhaṭṭikāvya* 8.84 と例証される規則は次の通りである。

[Bhk 8.84]

ājñāṃ kāraya rakṣobhir  
mām<sup>91</sup> priyāṅy upahāraya /  
kaḥ śakraṇa kṛtaṃ necched  
adhimūrdhānam añjalim //

「お前は悪魔達に命令を実行させよ。  
好きなものを俺に持ってこさせろ。イン  
ドラに頭上で合掌してもらうことを  
望まない人がいようか」

- A 1.4.53 hr̥kror anyatarasyām // 「NiC で終わらない動詞語根 hr̥ (「取る、運ぶ」) と kṛ (「為す」) の表示する行為の〈行為主体〉は、その動詞語根が NiC で終わる場合、任意に〈目的〉と呼ばれる」

<sup>90</sup>vi に先行される動詞語根 lap が NiC で終わらない場合に想定される〈行為主体〉は「自分(=シーター)」(ātman) である (*Sarvapatihā* on Bhk 8.83)。即ち詩節中の 'kim vilāpayase 'tyartham' は「どうしてお前は自分をして酷いことを言わせるのか」(kim vilāpayase 'tyartham ātmānam) という構造を有しているわけである。

<sup>91</sup>テキストは 'mā' となっているが、誤植であろう。'mā' では A 1.4.53 が規定する動詞語根 hr̥ のパターンを例証することができない。

ここで、

- (1) 'ājñāṃ kāraya rakṣobhiḥ' (「お前は悪魔達に命令を実行させよ」)
- (2) 'mām priyāṅy upahāraya' (「俺に好きなものを持って来させろ」)

という二つの表現により A 1.4.53 が例証される。当然(1)が動詞語根 kṛ, (2)が動詞語根 hr̥の場合の例に当たるが、詩節の語順は A 1.4.53 の項目の提示順と逆になっている。

なお、ジャヤマンガラは詩節 a 句を 'rakṣāṃsi' と読んでおり、この読みに従えば、(1)と(2)の表現により動詞語根 kṛ と hr̥ が使用された場合の〈使役される目的〉(prayojyakarman) が例証されていることになる。一方マツリナータはその箇所を 'rakṣobhiḥ' と読んでいる。A 1.4.53 による〈目的〉という術語の適用は任意であるから、この読みに従えばバツティは動詞語根 kṛ の場合には〈使役される行為主体〉(prayojyakarṭṛ) を例証し、動詞語根 hr̥ の場合には〈使役される目的〉(prayojyakarman) を例証していることになる<sup>92</sup>。どちらがバツティ本来の読みか確定しかねるが、マツリナータの読みの方が A 1.4.53 が規定する二つのパターン、即ち〈行為主体〉が〈目的〉と呼ばれる場合と呼ばれない場合の両方を例証することができるので、ここではマツリナータの読みに従う<sup>93</sup>。

## 2.6. 〈行為主体〉と〈原因〉の術語規則

### 2.6.1. BhK 8.84 → A1.4.54–55

*Bhaṭṭikāvya* 8.84 と例証される規則は次の通りである。

<sup>92</sup>ジャヤマンガラは、〈使役される行為主体〉(prayojyakarṭṛ) は他の箇所(kārahādihkāra 以外の場所)で例証されるからここでは例証されないとする。*Jayamaṅgalā* on Bhk 8.84: prayojyakartā nodāhrto nyantāvasthāyām udāhrtatvāt / (「動詞語根が NiC で終わる状態の時に[他の箇所]で例証されるので、[ここで]〈使役される行為主体〉は例証されていない」)

<sup>93</sup>当然、〈目的〉と呼ばれる場合には A 2.3.2 karmani dviṭiyā (「他の項目によって表示されていない〈目的〉が表示されるべき時、第二格名詞接辞が起る」)により第二格名詞接辞が、呼ばれない場合には A 2.3.18 kartṛkaranayos trtiyā (「他の項目によって表示されていない〈行為主体〉か〈手段〉が表示されるべき時、第三格名詞接辞が起る」)により第三格名詞接辞が起る。

[Bhk 8.84]

ājñāṃ kārāya rakṣobhir  
mām priyaṅy upahāraya /  
kaḥ śakreṇa kṛtaṃ necched  
adhimūrdhānam añjalim //

「お前は悪魔達に命令を実行させよ。  
好きなものを俺に持ってこさせろ。イ  
ンドラに頭上で合掌してもらうことを  
望まない人がいようか」

- A 1.4.54 svatantraḥ kartā // 「行為の実現に  
対して主要なるものとして意図される〈行  
為参与者〉は、〈行為主体〉と呼ばれる」
- A 1.4.55 tatprayojako hetuś ca // 「その〈行  
為主体〉を使役する〈行為参与者〉は、〈原  
因〉と呼ばれる」

まず ‘ājñāṃ kārāya rakṣobhiḥ’ (「お前は悪  
魔達に命令を実行させよ」)、 ‘mām priyaṅy  
upahāraya’ (「俺に好きなものを持って来させろ」)  
という表現により A 1.4.55 が例証される。ここ  
でシーターは悪魔とラーヴァナを〈使役する行  
為主体〉(prayojakakarṭṛ)、即ち〈原因〉である。

そして ‘kaḥ śakreṇa kṛtaṃ necched adhimū-  
rdhānam añjalim’ (「インドラに頭上で合掌して  
もらうごとを望まない人がいようか」) という  
表現によって A 1.4.54 が例証されている。この  
表現中でインドラ (śakra) と人 (kaḥ) はそれぞ  
れ動詞語根 *kṛ* と *iṣ* が表示する行為に対して〈行  
為主体〉であり、‘śakra’ の後には A 2.3.18 に  
より第三格名詞接辞が起こる。一方、人 (kaḥ)  
が〈行為主体〉であることを表示するのは動詞  
語根 *iṣ* に後続する *tiP* であり、第一格名詞接辞  
は、A 2.3.46 により〈名詞語基〉(prātipadika)  
の意味だけ、性 (liṅga) だけ、量 (parimāṇa)  
だけ、数 (vacana) だけが表示されるべき時に  
導入される<sup>94</sup>。

<sup>94</sup>A 2.3.18 kartṛkaraṇayos tṛtīyā // 「他の項目によって表  
示されていない〈行為主体〉か〈手段〉が表示されるべ  
き時、第三格名詞接辞が起こる」

A 2.3.46 prātipadikārthaliṅgaparimāṇavacanamātre pra-  
thamā // 「〈名詞語基〉の意味だけ、性だけ、量だけ、数  
だけが表示されるべき時、第一格名詞接辞が起こる」

A 3.4.69 laḥ karmaṇi ca bhāve ca akarmakebhyah // 「〈目

当該詩節の語順はパーニニの規則順序に従っ  
ていない。

### 3. karmapravacanīya 術語規則

次に karmapravacanīya の術語規則が例証さ  
れる Bhaṭṭikāvya 8.85–93 (karmapravacanīya-  
adhikāra) を取り扱う。

パーニニは支配規則 A 1.4.83 karmaprava-  
canīyāḥのもとに、A 1.4.84 anur lakṣaṇe から A  
1.4.98 vibhāṣā kṛṇi において karmapravacanīya  
の術語規則を設けており、先に見た kāraka 術  
語規則の場合と同様に、Bhaṭṭikāvya 8.85–93 で  
も、パーニニの規則順序通りかつ物語の流れに  
添う形でこれらの規則が全て例証される<sup>95</sup>。

的)を有する動詞語根に後に起こる1音は〈行為主体〉か  
〈目的〉を表示し、〈目的〉を持たない動詞語根の後に起  
こる1音は行為か〈行為主体〉を表示する」

<sup>95</sup>パーニニ文法学における karmapravacanīya と呼ば  
れる項目それ自体とその用法や性格については Bharad-  
vaj[1994] を見よ。ここでは Nyāsa の簡潔な説明を挙  
げるに留める。Nyāsa on A 1.4.83: karma proktavantaḥ  
karmapravacanīya iti / bhūte kṛtyalyuṭo bahulam iti kar-  
tary anīyar / karmaśabdaḥ kriyāvacaṇaḥ / ke ca karma  
proktavantaḥ / ye samprati kriyāṃ na tv āhuḥ / tad evam  
anvartasamjñākaraṇadvāreṇa ye kriyāṃ dyotitavantaḥ na tu  
samprati dyotayanti te karmapravacanīyasamjñā bhavanti  
uktaṃ bhavati / yadi samprati na kriyāṃ dyotayanti kim  
tarhi dyotayanti / sambandhaviśeṣam / yathā śākalyasya  
samhitām anu prāvāṣad ity atra hi nīśamanakriyāyā  
samhitāprāvāṣaṇayor yaḥ sambandha upajānito hetuhetu-  
madbhāvalakṣaṇaḥ tam anuśabdo dyotayati / karmaprava-  
canīyasamjñāyāṃ satyāṃ karmapravacanīyayukte dvitīyā  
iti dvitīyā bhavati / (「行為を過去に表示したものが  
karmapravacanīya である。kṛtyalyuṭo bahulam [という A  
3.3.113] に基づいて、過去の意味で、〈行為主体〉を表  
示する *kṛt* 接辞 anīyaR が起こる。karma という語は行為  
(kriyā) を意味する。【問】しかし、何が行為を過去に表  
示したのか。【答】今は行為を表示しないものである。従っ  
てこのように、過去に行為を標示し、今は標示していな  
いものが karmapravacanīya と呼ばれる項目であると、語  
源の意味を有する術語を与えることを通じて述べられて  
いる。【問】今、行為を標示しないのならば、その場合  
何を標示するのか。【答】特定の関係を [標示する]。例  
えば『シャーカルヤの朗唱のおかげで雨が降った』であ  
る。実にここで、聴聞行為によって朗唱と降雨の間に生  
み出された、因果関係の特徴とする関係、それを anu と  
いう語が標示する。karmapravacanīya と呼ばれる場合、  
karmapravacanīyayukte dvitīyā [という A 2.3.8] に基づい  
て第二格名詞接辞が起こる) )

Cf. A 3.1.96 tavyattavyānīyarah // 「動詞語根の後に ta-  
vyaT, tavya, anīyaR が起こる。これらの接辞は *kṛtya* と呼  
ばれる」

Cf. A 3.3.113 kṛtyalyuṭo bahulam // 「*kṛtya* という術語で  
呼ばれる接辞と *kṛt* 接辞 *LyuT* は様々な意味で起こる」

さらに当該箇所では、名詞接辞 (sUP) 導入を規定する A 2.3.8 karmapravacanīyayukte dviṭiyā から A 2.3.11 pratidhipratidāne ca yasmāt も karmapravacanīya 術語規則との関連で全て例証される。パーニニの規則順序に従うならば、これらの規則は、名詞接辞導入規則である A 2.3.2 karmani dviṭiyā から A 2.3.73 caturthī cāśiṣy āyusyamadrabhadraśūśalasukhārthahitaiḥ が例証される *Bhaṭṭikāvya* 8.94–8.130 (anabhihita-adhikāra) において例証されるべきものである。しかしそれでは二度手間になってしまうので、バッティは karmapravacanīya-adhikāra でそれらを効率よく例証し、anabhihita-adhikāra での例証を省略しているのである。

当該の *Bhaṭṭikāvya* 8.85–93 は、自分を誘惑しようとするラーヴァナをシーターが非難する場面であり、詩節とそこで例証される文法規則の対応は以下の通りである。

- BhK 8.85 → A 1.4.84–85, A 2.3.8
- BhK 8.86–87 → A 1.4.86–88, A 2.3.9–10
- BhK 8.88 → A 1.4.89–90, A 2.3.10
- BhK 8.89 → A 1.4.91–92, A 2.3.11
- BhK 8.90 → A 1.4.93–95
- BhK 8.91–92 → A 1.4.96
- BhK 8.93 → A 1.4.97–98

karmapravacanīya 術語規則の規定内容は kā-raka 術語規則のそれと比べて比較的単純なものが多いため、ここでは冗長さを避けて詩節の表現と規則の対応関係を逐一詳説はしない。以下、規則とそれを例証する詩節の表現の対応を挙げて、詩節の表現及び内容と各規則との対応関係を明らかにする上で最低限必要な考察を加えることにしたい。

### 3.1. BhK 8.85 → A 1.4.84–85, A 2.3.8

*Bhaṭṭikāvya* 8.85 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.85]

vacanam rakṣasām patyur

anu kruddhā patipriyā /  
pāpānv avasitam<sup>96</sup> sītā  
rāvaṇam prābravīd vacaḥ //

夫を愛するシーターは悪魔達の父  
(ラーヴァナ)の言葉ゆえに怒り、邪  
悪なラーヴァナに言葉を放った。

- A 1.4.84 anur lakṣaṇe // 「原因が標示されるべき時、anu という語は karmapravacanīya と呼ばれる」<sup>97</sup>

<sup>96</sup> テキストは 'pāpānuvāsitam' となっているが、ジャヤマンガラとマツリナータは 'pāpānv avasitam' と読んでおり、この読みは、当該表現によって例証される A 1.4.85 に対して *Kāśikāvṛtti* が挙げる例と対応する。また *Kāśikāvṛtti* が挙げる例からも分かるように、A 1.4.85 が規定する第三格名詞接辞の意味 (ṭṛṭiyārtha) とは saha (「～と共に」) の意味 (sahārtha) であり (PM on KV to A 1.4.85, *Nyāsa* on KV to A 1.4.85)、テキストの読みでは A 1.4.85 を例証することができない。従ってテキストを修正する必要がある。テキストの読みを 'pāpānu vāsitam' と区切り、「罪によって香り付けられた (= 邪悪な) [ラーヴァナ]」と読むことは可能であるが、その場合、karmapravacanīya である anu が標示する第三格名詞接辞の意味は A 2.3.18 が規定する〈行為主体〉か〈手段〉となり、A 1.4.85 を例証したことにはならない。

KV on A 1.4.85: nadīm anv avasitā senā / parvatam anv avasitā senā / (「軍隊が河と結びついている。軍隊が山と結びついている」)

A 2.3.18 kartṛkaraṇayos ṭṛṭiyā // (「他の項目によって表示されていない〈行為主体〉か〈手段〉が表示されるべき時、第三格名詞接辞が起こる」)

Cf. A 2.3.19 sahayukte 'pradhāne // (「主要素でないものを表示する項目が saha (「～と共に」) の意味を持つ語と結びつく時、その項目の後に第三格名詞接辞が起こる」)

<sup>97</sup> A 1.4.84 と後述する A 1.4.90 では共に 'lakṣaṇa' という語が言及されるが、それがどちらにおいても同じ意味ならば A 1.4.84 は無意味なものになってしまう。何故ならその場合、A 1.4.84 が無くとも A 1.4.90 によって anu は 'lakṣaṇa' の意味領域で karmapravacanīya と呼ばれるからである。よって A 1.4.84 と A 1.4.90 ではそれぞれ違う意味で 'lakṣaṇa' という語が使用されていると考えねばならない。即ち A 1.4.84 で 'lakṣaṇa' は原因 (hetu) の意味で、A 1.4.90 では印 (cihna) の意味で使用されている。Cf. KV on A 1.4.84: kimartham idam ucyate yāvata lakṣaṇethambhūtākhyāna—iti siddhaivānoḥ karmapravacanīyasañjñā / hetvartham tu vacanam / hetuṭṛṭiyām bādhitvā dviṭiyaiva yathā syāt / (「【問】lakṣaṇethambhūtākhyāna 云々 [という A 1.4.90] に基づき、anu への karmapravacanīya という術語の適用がまさに達成される時、何の為にこれ (A 1.4.84) は述べられるのか。【答】しかし、[当該の lakṣaṇa は] 原因 (hetu) を意味する語である。原因を表示する項目の後に起こる第三格名詞接辞を阻止して、第二格名詞接辞だけが起こるように [A 1.4.84 が定式化されている]」)

Cf. A 2.3.23 hetau // 「原因を表示する項目の後に第三格名詞接辞が起こる」

- A 2.3.8 karmapravacanīyayukte dvitīyā // 「karmapravacanīya と結びつく時、第二格名詞接辞が起こる」

BhK 8.85: vacanam rakṣasām patyur anu kruddhā patipriyā / (「夫を愛するシーターは悪魔達の父の言葉ゆえに怒り」)

- A 1.4.85 trtīyārthe // 「第三格名詞接辞の意味が標示されるべき時、anu という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.85: pāpānv avasitam / (「罪と結びついている」)

ここで ‘pāpānu’ という複合語について一言触れておきたい。各パーニニ文法学者によれば、一般に ‘su’ と ‘ati’ を除いて karmapravacanīya と呼ばれる項目が他の項目と複合語を形成することはない<sup>98</sup>。これに従うならば、優れた文

<sup>98</sup>以下に、極簡素に各文献の説明を紹介する。‘pāpānu’ という複合語の問題については稿を改めて論じたい。

A 2.2.18 kugatiprādayaḥ に対する Vārttika 1 prādi-prasaṅge karmapravacanīyānām pratiśedhaḥ は、karmapravacanīya と呼ばれる項目の他の項目との複合語形成を禁止しているが、この禁止規定に対して Nyāsa, Padamañjarī 及び Tattvabodhini は次のように説明する。

Nyāsa on KV to A 2.2.18: na ca te ’rthāḥ samāseṇa gamyanta ity anabhidhānāt karmapravacanīyānām samāso na bhavati / yatra te ’rthā gamyante tatra bhavaty eva samāsaḥ— atistutam iti // (「そしてそれらの意味 (karmapravacanīya と呼ばれる項目の意味) が複合語を通じて理解されることはないから、実際にそのような言語運用は見出されない (anabhidhānāt)、karmapravacanīya は複合語を形成しない。それらの意味が [複合語を通じて] 理解される場合に [karmapravacanīya は] 複合語を確かに形成する。‘atistutam’ というように」)

PM on KV to A 2.2.18: pratyādiviśayaś cāyaṃ niśedhaḥ / svatyos tu samāso bhavaty eva / (「そしてこれは prati 等に対する禁止である。一方 su と ati は複合語を確かに形成する」)

TB on SK 780: sa ca surājā atisakhā iti bhāṣyādiprayogāt svatibhinnānām eva karmapravacanīyānām ity arthaḥ / (「そしてそれ (複合語形成の禁止) は、‘surājā’ や ‘atisakhā’ という Bhāṣya 等の言語使用に基づいて、su と ati 以外の karmapravacanīya だけに対するものである、という意味である」)

また Vārttika 自身も A 2.2.18 に対する Vārttika 3 siddham tu kvāṅsvatidurgativacanāt によって、‘su’ と ‘ati’ の他の項目との複合語形成を規定する規則を提案している。

一方、Bāḥmanoramā は上述の Vārttika 1 は Mahābhāṣya において否定されている (pratyākhyāta) と述べるが (BM on SK 780)、Mahābhāṣya がこの Vārttika を直接的に否

法学者であるはずのバッチェイがパーニニ文法学に違反する言語使用をなしていることになる。これは Bhṭikāvya を研究する上で看過することのできない問題であるが、この問題を詳細に検討するには別稿を要するので本稿では深入りせず、ジャヤマンガラとマツリナータの複合語解釈をごく簡潔に紹介するにとどめる。

ジャヤマンガラとマツリナータはともに、A 2.1.24 dvitīyā śritātītapatitagatātyastaprāptāpannaiḥ を規則分割 (yogavibhāga) することで導出される dvitīyā supā (「第二格名詞接辞で終わる項目は、意味的繋がりのある名詞接辞で終わる項目と複合語を形成する」という規則<sup>99</sup>、あるいは A 2.1.4 saha supā を規則分割することで導出される sup supā (「名詞接辞で終わる項目は意味的繋がりのある名詞接辞で終わる項目と複合語を形成する」という規則に依拠して ‘pāpānu’ という複合語を正当化している<sup>100</sup>。

興味深いのは、マツリナータが ‘pāpānu’ という複合語を説明する際に、当該詩節でバッチェイは「自由自在に」(svātantryāt) 複合語を作り出していると述べている点である。これは、上記の方法を使えばパーニニ文法学に基づいて複合語を正当化することはできるが、マツリナータが知る限り実際の言語運用にそのような複合語は見出されない証拠であろう。

### 3.2. BhK 8.86–87 → A 1.4.86–88, A 2.3.9–10

Bhṭikāvya 8.86–87 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.86]

na bhavān anu rāmaṃ ced

upa sūreṣu vā tataḥ /

apavāhya cchalād vīrau

kimarthaṃ mām ihāharaḥ //

定している箇所を筆者は今の所発見できていない。なお、パーニニ文法学における各種複合語を詳説した論文として Joshi and Roodbergen[1973a] があるが、同論文の中では karmapravacanīya と呼ばれる項目の複合語形成については触れられていない。

<sup>99</sup>この規則分割について詳細は川村[2011a: 181, fn. 71] を見よ。

<sup>100</sup>この規則分割については Joshi and Roodbergen[1969: 67–85] 及び小川[1984: 84–85] を見よ。

「貴様がラーマに劣らないのなら、あるいは勇者達より優れているのなら、何の為に罫を仕掛けて二人の勇者（ラーマとラクシュマナ）をおびき寄せ、私をここへ連れ去ったのか」

[BhK 8.87]

upa sūraṃ na te vṛttaṃ  
kathaṃ rātriṃcarādhamā /  
yat saṃpraty apa lokebhyo  
laṅkāyāṃ vasatir bhayāt //

「下劣な悪魔（夜に徘徊する者）よ、お前の振る舞いが勇者に劣らないことがあるか。何故なら、今、[お前は] 恐怖から世間を避けてランカーに住んでいるのだから」

- A 1.4.86 hīne // 「劣性が標示されるべき時、anu という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.86: na bhavān anu rāmaṃ ced / (「貴様がラーマに劣らないのなら」)

- A 1.4.87 upo 'dhike ca // 「優性が劣性が標示されるべき時、upa という語は karmapravacanīya と呼ばれる」
- A 2.3.9 yasmād adhikaṃ yasya ceśvaravacanāṃ tatra saptamī // 「X より或るものが優れている場合、また X に関して所有関係が述べられる場合、X を表示する項目が karmapravacanīya と結びつくならば、その項目の後に第七格名詞接辞が起こる」

BhK 8.86: ced upa sūreṣu / (「勇者達より優れているなら」) → 優性 (adhika)

BhK 8.87: upa sūraṃ na te vṛttaṃ kathaṃ / (「お前の振る舞いが勇者に劣らないことがあるか」) → 劣性 (hīna)

- A 1.4.88 aparāri varjane // 「除外が標示されるべき時、apa と pari という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

- A 2.3.10 pañcamy apānparibhiḥ // 「karmapravacanīya と呼ばれる apa, ān, pari と結びつく時、第五格名詞接辞が起こる」

BhK 8.87: apa lokebhyah / (「世間を避けて」)

### 3.3. BhK 8.88 → A 1.4.89–90, A 2.3.10

Bhṛtikāvya 8.88 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.88]

ā rāmadarśanāt pāpa  
vidyotasva striyaḥ prati /  
sadvṛttān anu durvṛttaḥ  
pari strīm<sup>101</sup> jātamanmathaḥ //

「邪悪な者よ、お前はラーマを目にするまで、正しい振る舞いを為す人々に悪しき振る舞いを為し、女という女に愛欲を抱き、せいぜい女達目掛けて煌めくがよい」

- A 1.4.89 ān maryādāvācane // 「排除的限界か内包的限界 (abhividhi) を意味する時、ān という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.88: ā rāmadarśanāt / (「ラーマを目にするまで」) → 排除的限界 (maryādā) <sup>102</sup>

<sup>101</sup> テキストは 'parastrīm' となっているが、マッリナータとバラタマッリカの読み、当該箇所は A 1.4.90 を例証する箇所であること、及びジャヤマンガラの注釈を考慮して 'pari strīm' に修正すべきである。テキストの読みでは A 1.4.90 が規定する普及 (vīpsā) のパターンを例証することができず、そもそも 'parastrīm' という対格は文法上不自然である。バラタマッリカはジャヤマンガラが当該箇所を 'pari strīm' と読んでいることに言及している。Mugdhabodhinī on BhK 8.88: vīpsāyāṃ pariśabdasya karmapravacanīyatvam iti jayamaṅgalā na yuktā / vīpsāyāṃ dvitvaṃ lokataḥ siddham iti śikāyām uktavāt / (「普及の意味領域で pari という語は karmapravacanīya と呼ばれる」という Jayamaṅgalā [の説明] は適切でない。『普及の意味領域では反復表現が起こることが世間では確立されている』ということが注釈文献中に述べられているから)

<sup>102</sup> 例えば「パートリプトラまで雨が降った」(ā pātali-putrād vṛṣṭo devaḥ) という文において、パートリプトラが降雨の範囲に含まれる場合が内包的限界 (abhividhi) であり、含まれない場合が排除的限界 (maryādā) である。ラーヴァナが自由にできるのはラーマを目にするま

- A 1.4.90 lakṣanettham̐bhūtākhyānabhāgavīpsāsu pratiparyanavaḥ // 「印・或る様相を呈した者の説明・分け前・普及という意味領域で、prati, pari, anu は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.88: vidyotasva striyaḥ prati / (「女達目掛けて煌めくがよい」) → 印 (lakṣaṇa)

BhK 8.88: sadvṛttān anu durvṛttaḥ / (「正しい振る舞いを為す人々に悪しき振る舞いをなし」) → 或る様相を呈した者の説明 (ittham̐bhūtākhyāna)

BhK 8.88: pari strīḥ jātamanmathaḥ / (「女という女に愛欲を抱き」) → 普及 (vīpsā)

ここでは A 1.4.89 と A 1.4.90 で規定される三つのパターンが例証されているが、その中で構造が複雑な「せいぜい女達目掛けて煌めくがよい」(vidyotasva striyaḥ prati) という表現について若干の考察を加えたい。この表現は A 1.4.90 の一パターンを例証しようとしたものであり、*Kāśikāvṛtti* や *Siddhāntakaumudī* が例として挙げる「樹を目掛けて雷鳴が煌めく」(vṛkṣam̐ prati vidyotate vidyut) とその構造は同じである。この例を *Nyāsa* は次のように説明する。

ここで樹は示唆者であり、煌めいている雷光は示唆対象である。実にそれ(雷光)は樹に到達してから煌めくから、ここで両者の間にある、到達行為に基づく示唆関係が *prati* という語によって標示される<sup>103</sup>。

一般に *karmapravacanīya* は何らかの行為を前提とした特定の関係 (*sambandhaviśeṣa*) を標示する<sup>104</sup>。ここで標示される関係は到達行為

であり、ラーマがラーヴァナの前に現れれば彼の自由はなくなるので、当該詩節は排除的限界の例である。なお ‘*rāmadarśana*’ に後続する第五格名詞接辞は先ほど引用した A 2.3.10 に基づく。

<sup>103</sup>*Nyāsa* on KV to A 1.4.90: atra vṛkṣo lakṣaṇam / vidyotamānā vidyul lakṣyā / sā hi vṛkṣam̐ prāpya vidyotata iti tayoh̐ prāptikriyājanito ’tra lakṣyalakṣaṇabhāvaḥ sambandhaḥ pratiśabdena dyotyate //

<sup>104</sup>注 95 及び小川 [2000: 576–577, fn. 56] を見よ。

に基づく示唆関係 (lakṣyalakṣaṇabhāva) であり、樹が雷鳴の存在を示唆するもの (lakṣaṇa)、雷鳴が示唆されるもの (lakṣya) である。なお *Padamañjarī* によれば、雷光が「樹に到達してから煌めく」(vṛkṣam̐ prāpya vidyotate) とは雷光が「樹の場所で煌めく」(vṛkṣe pradeśe vidyotate) ことを意味する (PM on KV to 1.4.90)。

*Bālamānoramā* はこの示唆関係の構造を詳しく説明している。

樹によって示唆されている雷光が煌めくという意味である。雷光は生じて [すぐに] 滅する。それ(雷光)によって生み出された樹の輝きもまさに生じて [すぐに] 滅する。そしてそのような場合、樹が照らされた後に雷光は存在せず、知覚できないから、それ(雷光)は推理されるべきである。そしてそれ故、照らされた樹に基づいて雷光 [の存在] が知られるから、樹は示唆者である<sup>105</sup>。

これらの説明を当該の「女達目掛けて煌めく」という表現に当てはめれば、女達が示唆するもの (lakṣaṇa)、ラーヴァナが示唆されるもの (lakṣya) であり、ラーヴァナは女達のもとに到達して煌めく<sup>106</sup>。そして煌めいたラーヴァナの存在を女達が知らしめる。以上がこの表現の意味構造となる<sup>107</sup>。

### 3.4. BhK 8.89 → A 1.4.91–92, A 2.3.11

*Bhaṭṭikāvya* 8.89 と例証される規則は次の通りである。

<sup>105</sup>BM on SK 552: vṛkṣeṇa lakṣyamānā vidyud vidyotata ity arthaḥ / utpannavinaṣṭā vidyut / tadutpādīto vṛkṣaparakāśo ’pi utpannavinaṣṭa eva / tathā ca vṛkṣaparakāśottaraṃ vidyuto ’sattvena pratyakṣābhāvād anumeyā sā / tataś ca prakāśītena vṛkṣeṇa vidyujjñānād vṛkṣo lakṣaṇam /

<sup>106</sup>この場合の「煌めく」とは、ラーヴァナが女達と「戯れたり情交したりすること」を指すと考えられる。

<sup>107</sup>マッリナータは当該箇所を「せいぜい富を目掛けて煌めくがよい」(vidyotasva śriyam̐ prati) と読んでおり、その場合、ラーヴァナが富のもとに到達して煌めき(豪遊するという意味か)、そのラーヴァナの存在を富というものが知らしめるという構造になる。どちらの読みも同程度に可なので、より古いと考えられるジャヤマンガラの読みに従う。

[BhK 8.89]

abhi dyotiṣyate rāmo  
bhavantam acirād iha /  
udgūrṇabāṇaḥ saṃgrāme  
yo nārāyaṇataḥ prati //

「間もなくここで、貴様を目掛けて  
ラーマが煌めくだろう。戦闘の際に  
矢を掲げた彼はナーラーヤナの代わ  
りを努める」

- A 1.4.91 abhir abhāge // 「A 1.4.90 で規定された、分け前以外の意味領域で、abhi は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.89: abhi dyotiṣyate rāmo bhavantam /  
(「貴様を目掛けてラーマが煌めくだろう」)  
→ 印 (lakṣaṇa) <sup>108</sup>

- A 1.4.92 pratiḥ pratinidhipratidānayoḥ // 「代理あるいは交換という意味領域で、prati は karmapravacanīya と呼ばれる」
- A 2.3.11 pratinidhipratidāne ca yasmāt // 「X の代理あるいは X との交換という意味領域で、X を表示する項目が karmapravacanīya と結びつく時、その項目の後に第五格名詞接辞が起こる」

BhK 8.89: nārāyaṇataḥ prati / (「ナーラーヤ  
ナの代わりを努める」) → 代理 (pratinidhi)

### 3.5. BhK 8.90 → A 1.4.93–95

Bhaṭṭikāvya 8.90 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.90]

kuto 'dhi yāsyasi krūra  
nihatas tena patribhiḥ /  
na sūktaṃ bhavatātyugram  
ati rāmaṃ madoddhata //

「残酷な者よ、彼(ラーマ)に矢で打  
たれる時、お前はどんな風に逃げ出す  
のだろうか。自惚れた高慢者よ、貴様  
は荒々しくラーマを非難し、彼のこ  
とを正しく語らなかった」<sup>109</sup>

- A 1.4.93 adhiparī anarthakau // 「意味を持たない時、adhi と pari という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.90: kuto 'dhi yāsyasi / (「お前はどんな風に逃げ出すだろうか」)<sup>110</sup>。

- A 1.4.94 suḥ pūjāyām // 「賞賛の意味領域

<sup>109</sup> 'sūktam' という表現は 'su' と 'uktam' の複合語である場合とそうでない場合のどちらも考えられるが、ジャヤマンガラは複合語であることを前提とする A 6.2.49 gatiḥ anantarah を引用してアクセントの問題を論じているから、それを複合語であると考えている。従って、'sūktam' という表現は 'pāpānu' という表現に加えて karmapravacanīya が複合語を形成している一例と見なし得るが、先ほど述べたようにパーニニ文法学においては、一般に 'su' の複合語形成は容認されている。

A 6.2.49 gatiḥ anantarah // (「目的」を表示する kṛt 接辞 Kta で終わる語が複合語の後続要素である時、複合語の先行要素であり、他要素の介在のない gati と呼ばれる項目は、本来のアクセントを保持する)」

当該の 'su' は karmapravacanīya であり、gati と呼ばれる項目ではないので、A 6.2.49 は適用されない。

<sup>110</sup> 当該の例において adhi が「意味を持たない」とは、adhi が動詞語根 yā の表示する意味に加えて何かを表示することはないということである (Jayamaṅgalā on BhK 8.90, Sarvapathīnā on BhK 8.90)。パーニニがそのようなものにも karmapravacanīya という術語を与えるのは、gati や upasarga といった他の術語の適用を阻止するためである。即ち、もし A 1.4.93 がなければ、adhi や pari は A 1.4.60 により gati と呼ばれ、常に A 8.1.70 や A 8.1.71 が適用されることになってしまう。このような事態を防ぐためにパーニニは、何の意味も持たない adhi や pari に karmapravacanīya という術語を与える A 1.4.93 を用意しているのである。

A 1.4.59 upasargāḥ kriyāyoge // (「行為と結びつく時、pra 群の項目 (pra, parā, apa, sam, anu, ava, nis, nir, dus, dur, vī, āN, ni, adhi, api, ati, su, ud, abhi, prati, pari, upa) は upasarga と呼ばれる」)

A 1.4.60 gatiś ca // (「その pra 群の項目は gati と呼ばれる」)

A 8.1.70 gatiḥ gatau // (「gati と呼ばれる項目が後続する時、gati と呼ばれる項目は anudātta アクセントをとる」)

A 8.1.71 tiṇi codāttavati // (「udātta アクセントを有する、tiṇi で終わる項目が後続する時、gati と呼ばれる項目は anudātta アクセントをとる」)

Cf. KV on A 1.4.93: gatyupasargasañjñābādhanārthā karmapravacanīyasañjñā vidhīyate / (「gati や upasarga といった術語の適用を阻止する為に、karmapravacanīya という術語が規定されている」)

<sup>108</sup> この表現の意味構造は先の場合と同様である。この場合の「煌めく」は「闘うこと、倒すこと」等の意味で理解することができる。

で、su という語は karmapravacanīya と呼ばれる

BhK 8.90: na sūktaṃ bhavatā / (「貴様は正しく語らなかった」)

- A 1.4.95 atir atikramaṇe ca // 「過剰か賞賛の意味領域で、ati という語は karmpraavacanīya と呼ばれる」

BhK 8.90: ati rāmaṃ / (「ラーマを非難し」)  
→ 過剰 (atikramaṇa)

### 3.6. BhK 8.91–92 → A 1.4.96

Bhaṭṭikāvya 8.91–92 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.91]

pariśeṣaṃ na nāmāpi  
sthāpayiṣyati te vibhuḥ /  
api sthāṇuṃ jayed rāmo  
bhavato grahaṇaṃ kiyat //

「支配者であるラーマはお前の体どころかその名すら残さないだろう。彼は不動者(シヴァ)にも勝利することができる。貴様の捕縛など如何ほどのものか」

[BhK 8.92]

api stuyh api sedhāsmāṃs  
tathyam uktaṃ narāśana /  
api siñceḥ kṛśānau tvam  
darpaṃ mayy api yo 'bhikaḥ //

「人を食らう者よ、思うがままに我らを賞賛したり非難したりするがよい。[私は] 真実を告げたのだ。お前は私にまで欲望を抱いた。[神聖なる] 火に慢心(精液)を注ぐとは何と汚らわしい奴」<sup>111</sup>

- A 1.4.96 apiḥ padārthasambhāvanānvavasargagarhāsamuccayeṣu // 「使用されていない他の語の意味・可能性・自由放任・非難・並列が標示されるべき時、api は karmapravacanīya と呼ばれる」<sup>112</sup>

BhK 8.91: pariśeṣaṃ na nāmāpi sthāpayiṣyati te / (「お前の体どころかその名すら残さないだろう」) → 使用されていない他の語の意味 (padārtha)<sup>113</sup>

BhK 8.91: api sthāṇuṃ jayed / (「彼は不動者にも勝利することができる」) → 可能性 (sambhāvana)

BhK 8.92: api stuyh api sedha / (「思うがままに賞賛したり非難したりするがよい」) → 自由放任 (anvavasarga)

BhK 8.92: api siñceḥ kṛśānau tvam darpaṃ /

いる。なお、マツリナータとバラタマツリカは「慢心」(darpa) を「精液」(vīrya, retas) と解釈する。マツリナータはただ言い換えるのみであるが、バラタマツリカは、精液というものは慢心を生み出すから、'darpa' という語によってその原因である精液のことが述べられていると説明する (*Mugdhabodhinī* on BhK 8.92: atra darpaśabdena darpañakatvād reta ucyate)。確かに「慢心を火に注ぐ」という表現は、慢心を意味する 'darpa' という語によって精液のことが含意されていると考えなければ理解し難いので、「精液」を括弧で補って訳出した。

<sup>112</sup>KV on A 1.4.96: padāntarasyāprayujyamānasyārthaḥ padārthaḥ—sarpiṣo 'pi syāt / madhuno 'pi syāt / mātṛā binduḥ stokam ity asyārthe apiśabdaḥ vartate / sambhāvanam adhikārthavacanena śakter apratighātāviśkaraṇam—api siñcen mūlakasahasram / api stuyād rājānam / anvavasargaḥ kāmācārābhyanuñānam—api siñca / api stuyh / garhā nindā—dhig jālmaṃ devadattam api siñcet palāṇḍum / api stuyād vṛṣalam / samuccaye—api siñca api stuyh / siñca ca stuyh ca / (「使用されていない他の語の意味が padārtha である。【例】サルピスの滴があつてほしい。蜜の滴があつてほしい。量 (mātṛā)、滴 (bindu)、僅かな (stoka) というこれ (サルピス) と関係する意味を標示するために api という語が起こる。sambhāvana とは、誇張表現を通じて、能力が阻害されないことを明らかにすることである。【例】彼は千の大根に散水することができるだろう。彼は王を賞賛することができるだろう。anvavasarga とは自由意志の承認である。【例】思うがままに散水してください。思うがままに賞賛してください。garhā とは非難である。【例】玉ねぎに水を与えるとは、性急なデーヴァダッタの何と愚かなことよ。彼は愚かにもシュードラを賞賛する。並列の例—散水せよ、讃えよ (api siñca api stuyh=siñca ca stuyh ca) )

<sup>113</sup>ここで api は実際には使用されていない「体」(deha, kāya) という語の意味を標示する。

<sup>111</sup>cd 句の理解がやや難しいが、マツリナータの説明によれば、「神聖なるシーターにまで欲望を抱く事」は「神聖なる火に慢心(精液)を注ぐこと」と同様、想像も及ばぬ程に汚らわしい行為であるという内容が含意されて

（「[神聖なる] 火に慢心を注ぐとは何と汚らわしい奴」）→ 非難（garhā）

ジャヤマンガラとマツリナータは両者とも、‘api stuhy api sedha’ という表現における api を自由放任（anvavasarga）を標示するものとして解釈しているが、バラタマツリカは並列（samuccaya）を標示するものである可能性を提示している<sup>114</sup>。確かに、*Kāśikāvṛtti* や *Siddhāntakaumudī* が挙げる並列の場合の例文と当該箇所との構造は一致し<sup>115</sup>、並列を標示するものとして api を解釈した場合でも詩節に不都合はない。バツティが一つの表現を用いて二つのパターンを例証する場合があるかどうかについては、他の箇所との比較検討が必要であるが、もしバツティが‘api stuhy api sedha’ という一つの表現で A 1.4.96 が規定する内の自由放任と並列という二パターンの例証を意図しているとするならば、A 1.4.96 が規定する全パターンが見事に例証されていることになる<sup>116</sup>。

### 3.7. BhK 8.93 → A 1.4.97–98

*Bhaṭṭikāvya* 8.93 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.93]

adhi rāme parākṛāntam

adhi kartā sa te kṣayaṃ /

<sup>114</sup> *Mugdhabodhinī* on BhK 8.92: atrāpīśabdah samuccaye ‘nujñāyām vā /（「ここで api という語は、並列か [自由意志の] 承認を標示する」）

<sup>115</sup> *Siddhāntakaumudī* が挙げる例は *Kāśikāvṛtti* のものと同じ「散水せよ、讃えよ」（api siñca api stuhi）である（SK 557）。

<sup>116</sup> ところで、Narang[1969: 89] 及び M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xxxi] には *Bhaṭṭikāvya* の「主題の部」中で例証が省略されている文法規則が挙げられており、バツティがそれらの規則の例証を省略した理由を Narang[1969: 88] は、詩作品としての精神を損なわないようにするためと推測している。そしてその文法規則の中に A 1.4.96 apiḥ padārthasambhāvanānvavasargagarhāsamuccayeṣu も含まれているが、上に見たように、*Bhaṭṭikāvya* 91–92 においてバツティが四つの api を使い、A 1.4.96 が規定する内の少なくとも三パターンを例証しているのは明らかであり、両氏が原典を精読できているかどうかを疑わざるを得ない。おそらく M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xxxi] の記述は Narang[1969: 89] の記述を無批判に受け入れたものと考えられる。

ity uktvā maithilī tūṣṇīm

āsāṃcakre daśānanam //

「ラーマは勇気ある振る舞いを備えている。彼はお前を滅ぼすだろう」以上のように十顔者（ラーヴァナ）に告げ、ミティラーの王女は静かに座った。

- A 1.4.97 adhir īśvare // 「所有関係（svasvāmi-saṃbandha）が標示されるべき時、adhi は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.93: adhi rāme parākṛāntam /（「ラーマは勇気ある振る舞いを備えている」）

- A 1.4.98 vibhāṣā kṛñi // 「所有関係が標示されるべき時、動詞語根 kṛñ（「なす」）が後続する adhi は任意に karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.93: adhi kartā sa te kṣayaṃ /（「彼はお前を滅ぼすだろう」）<sup>117</sup>

## 4. まとめ

韻律を駆使し、修辞を凝らし、その他様々な美学的要素を織り交ぜてカーヴィアとしての体裁を整え、かつ文法規則を物語の流れに沿って順番に例証していくという作業が相当に困難なものであることは想像に難くない。2.4 で見たように例が重複している場合も確認される。しかし、やや不自然に感じる表現はあるものの、*Bhaṭṭikāvya* 8.70–93 において作者バツティは kāraka 術語規則と karmapravacanīya 術語規則及びそれらに関連する名詞接辞導入規則を見事に全て例証している。詩節中の表現やその内容も各規則の規定と照らし合わせて何ら矛盾は無く、不調和をきたしている箇所は無い。そして考察の結果、規則を例証する際のバツティの姿勢として以下のことが明らかとなった。

1. バツティは、物語の流れに沿って文法規則を詩節毎に順番通り例証しているだけでな

<sup>117</sup> A 1.4.98 が規定する、adhi への karmapravacanīya という術語の適用は任意であるが、もし適用される場合その術語は gati や upasarga といった術語の適用を阻止し、A 8.1.71 の適用を防ぐ。注 110 を見よ。

く<sup>118</sup>、その詩節の語もパーニニの規則順序を考慮して配列している。kāra 術語規則を例証する箇所では、詩節の語順と規則順序が一致しない場合も若干見受けられるが、概ね一致しており、karmapravacanīya 術語規則を例証する箇所では、詩節の語順と規則順序は完璧に一致している。

2. バッティは、規則中の項目や条件の提示順までをも考慮して詩節の語を配列している可能性が高い。本稿で考察した箇所では、規則中での項目や条件の提示順と詩節の語順は一致している場合とそうでない場合があるが、A 1.4.52 が規定する五つの条件がすべて順番通りに例証される *Bhṛṭikāvya* 8.82-83 を見る限り、バッティにはその意識があったと考えるのが妥当である。何故なら A 1.4.52 を例証する際に偶然そのような語順になったとは考えにくいからである<sup>119</sup>。
3. 或る規則中で複数の項目か複数の条件が提示される場合、あるいは A 1.4.90 のように複数の項目と複数の条件が同時に提示される場合、バッティがその全ての組み合わせを例証するのは稀である<sup>120</sup>。本稿で扱った規則の中で複数の項目や条件が提示される規則は 20 あるが、その内、規則中の項目や条件が全て例証されているのは A 1.4.25, A 1.4.52, A 1.4.87 の三つだけである<sup>121</sup>。

<sup>118</sup>ただし、2.4. で見たように、*Bhṛṭikāvya* 8.79-80 においては詩節順序と規則順序が一致していない。

<sup>119</sup>本稿では扱っていないが、A 2.3.69 na lokāvyaṇi-ṣṭhākhalarthatnām が例証される *Bhṛṭikāvya* 8.126-128 でも、その語順は A 2.3.69 が規定する七つの条件の提示順序と一致しており、上述したバッティの例証に対する姿勢を裏付ける確固たる証拠である。

なお、支配規則 A 2.3.1 anabhihite (「X が他の項目によって表示されていない時」) の下に与えられる名詞接辞導入規則 A 2.3.2 karmaṇi dvitīyā から A 2.3.73 caturthī cāśīṣy āyūyamadrabhadraśūśālasukhārthahitaiḥ が例証される *Bhṛṭikāvya* 8.94-130 については別の機会に論ずる予定である。

<sup>120</sup>この点は、*Bhṛṭikāvya* の特徴として既に Narang[1969: 92-95] や M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xxxii] が指摘している。

<sup>121</sup>A 1.4.25 (全て例証)

考察の結果 1 と 2 を見てまず我々の頭に浮かぶのは、バーマハ、ダンディン、ヴァーマナという比較的バッティと年代が近いと考えられる詩論家達が揃って文学上の欠陥として挙げる〈順序の乱れたもの〉(apakrama) と、ダンディンが修辞として挙げる〈順番対応〉(yathāsamkhyā) という考え方である。前者は、或る複数の表現とそれに関係する表現が対応する順番通りに配置されていない場合に見出される文学上の欠陥である<sup>122</sup>。後者は、これとは逆に、或る複数の表現とそれに関係する表現を対応する順番通りに配置する修辞であり<sup>123</sup>、バッティ以前に

A 1.4.34 (動詞語根 sthā の例を欠く)

A 1.4.37 (動詞語根 druh と irṣy の意味を持つ動詞語根の例を欠く)

A 1.4.38 (動詞語根 druh の例を欠く)

A 1.4.39 (動詞語根 rādḥ の例を欠く)

A 1.4.40 (āṅ に先行される例を欠く)

A 1.4.41 (prati に先行される例を欠く)

A 1.4.46 (動詞語根ās の例を欠く)

A 1.4.48 (upa と anu に先行される例を欠く)

A 1.4.50 (無関心対象の例を欠く)

A 1.4.52 (全て例証)

A 1.4.87 (全て例証)

A 1.4.88 (pari の例を欠く)

A 1.4.89 (「内包的限界」の例を欠く)

A 1.4.90 (「分け前」及び各組み合わせの例を欠く)

A 1.4.91 (「或る様相を呈した者の説明」と「普及」の例を欠く)

A 1.4.92 (「交換」の例を欠く)

A 1.4.93 (pari の例を欠く)

A 1.4.95 (「賞賛」の例を欠く)

A 1.4.96 (全て例証あるいは「並列」の例を欠く)。

<sup>122</sup>KA 4.20: yathopadeśam kramaśo nirdeśo 'tra kramo mataḥ / tadapetaḥ viparyāsād ity ākhyātam apakramam // (「ここで、[最初に事柄を] 述べる通りに、[対応する次の事柄を] 順番に提示することが順序であると考えられている。反転によりそれ(順序)を欠くものが〈順序の乱れたもの〉と呼ばれる」)

KĀ 3.144: uddeśānuguṇo 'rthānām anūddeśo na cet kṛtaḥ / apakramābhīdhānam taṁ doṣam ācaḥṣate budhāḥ // (「[最初の] 事柄の言及に相応しい形で、それに合わせて [対応する次の事柄が] 述べられないならば、〈順序の乱れたもの〉と呼ばれる欠陥であると賢者達は言う」)

KAS 2.2.22: kramahīnārtham apakramam // (「順序を欠く意味を持つものが〈順序の乱れたもの〉である」)  
KASV on KAS 2.2.22: uddeśīnām anūddeśīnām (テキストの 'anūddeśīnām' は誤植) ca sambandhaḥ kramah / tena hīno 'rtho yasmiṁś tad apakramam / yathā / kīrtipratāpau bhavataḥ sūryacandramasoḥ samau // (「[最初に] 述べられるものと [次に] それに合わせて述べられるものの関係が順序である。それ(順序)を欠く意味を持つものが〈順序の乱れたもの〉である。例えば『貴方様の名声と威厳は太陽と月に等しい』のように」)

<sup>123</sup>KĀ 2.273: uddiṣṭānām padārthānām anūddeśo yathā-

活躍したと考えられるカーリダーサ (Kālidāsa, 4世紀から5世紀) の作品にもその用例は見られる<sup>124</sup>。またこの〈順番対応〉という原則は、文法規則を解釈する一技法としてパーニニにも利用されている<sup>125</sup>。

各詩論家の定義及び彼らが挙げる例を見る限り、この欠陥と修辞は、決して文法規則とそれを例証する詩節中の表現との順番対応に関わるものではないが、文法学者であると同時に詩人でもあったバツティが、この欠陥と修辞を知らないはずはない。仮に、彼の時代に〈順序の乱れたもの〉と〈順番対応〉がまだ欠陥と修辞として詩論書等に明確に定義されていなかったとしても、バツティと年代の近い三人もの詩論家達が前者を欠陥として定義し、後者はダンディンが修辞として定義するに加えてパーニニもその考えを持っていたという事実から、この二つの考え方は汎インド的なものであり、彼の時代にもその考え方が存在していたことは疑い得ない。文法規則及びその項目や条件の提示順と、それを例証する詩節及び語の順序を対応させているところに、カーヴィア詩人としてのバツティの美意識が表れていると言えるだろう。

また、文法規則を順番に例証するという重荷を背負いながらも、物語は常に軽快でスムーズ

kramam / yathāsamkhyam iti proktaṃ samkhyānaṃ kramam ity api // (「最初に」述べられた事柄の順序に従い、それに合わせて「対応する次の事柄を」述べるのが〈順番対応〉と言われ、「数え上げ」や〈順序〉とも言われる)

<sup>124</sup>KS 1.17: yajñāṅgayonitvam avekṣya yasya sāraṃ dharitṛdharanākṣamaṃ ca / prajāpatiḥ kalpitayajñabhāgaṃ śailādhipatyam svayam anvatiṣṭhat // (「創造主は彼(ヒマラーヤ)が祭具の源泉たること、及び彼の力が大地を支え得ることを認め、祭式の分け前が用意される、山々の王位を自ら〔彼に〕与えた」)

カーリダーサにその意識があったかどうかは別にして、少なくともナーラーヤナパンディタ (Nārāyaṇapaṇḍita, 17世紀中頃) によれば、「祭具の源泉であること」(yajñāṅgayonitva) と「大地を支え得る力」(sāraṃ dharitṛdharanākṣamaṃ) が、文脈上「祭式の分け前が用意される〔王位〕」(kalpitayajñabhāga) と「山々の王位」(śailādhipatyam) にそれぞれ対応し、〈順番対応〉が成立する (Vivarāṇa on KS 1.17)。なお、彼は 'kalpitayajñabhāgaṃ' を 'kalpitayajñabhāgaḥ' (「〔創造主は〕祭式の分け前を用意して」) と読んでいるが、当該の問題にとって重要ではない。

<sup>125</sup>A 1.3.10 yathāsankhyam anuśeṣaḥ samānām // 「同じ数で指示されるものと関係する、それに合わせて指示されるものは、順番通りに起こる」

に進んでいくことは、*Bhaṭṭikāvya* の特徴として先行研究によって指摘されているところであるが<sup>126</sup>、そのことは考察の結果3に表れている。或る規則中で複数の項目や複数の条件が提示される場合、その全ての組み合わせを例証しようとすれば、各詩節は必然的に冗長で不自然なものとなってしまいうだろう。

バツティは、規則及びその項目や条件の提示順と詩節及び語の順序を対応させながら文法規則を巧みに例証すると同時に、規則例証の冗長さを避けて物語を自然に流れさせ、類い稀なカーヴィアを作り上げているのである。

## 略号及び参考文献

### (1) 一次文献

**A** *Aṣṭādhyāyī* (Pāṇini). See KV.

**BhK** (1) *Bhaṭṭikāvya* (Bhaṭṭi): Vināyak Nārāyaṇ Shāstrī Joshi and Wāsudev Laxmaṇa Shāstrī Paṇṣīkar eds. *The Bhaṭṭikāvya of Bhaṭṭi with the Commentary (Jayamangalā) of Jayamangala*. Seventh Edition, Bombay: Pāndurang Jāvajī, 1928.

(2) Kamalāśankara Prāṇaśankara Trivedī ed. *The Bhaṭṭi-Kāvya or Rāvaṇavadha Composed by Śrī Bhaṭṭi. Edited with the Commentary of Mallinātha and with Critical and Explanatory Notes*. 2 vols. Bombay Sanskrit Series 56–57. Bombay: Government Central Book Depot, 1898.

(3) *Bhaṭṭikāvya; A Poem on the Actions of Rama. With the Commentaries of Jayamangala and Bharatamallika*. Published for the Use of the Sanskrit College. Under the Authority of the Committee of Public Instruction. 2 vols. Calcutta: Education Press, 1828.

**BM** *Bālamānoraṃā* (Vāsudevadīkṣita). Giridhara Śarmā and Parameśvarānanda Śarmā eds. *Śrīmadbhaṭṭojidīkṣitaviracitā vaiyākaraṇasiddhāntakaumudī śrīmadvāsudevadīkṣitapraṇīṭayā bālamānoraṃākhavyākhayā śrīmajñānendrasarasvatīviracitayā tattvabodhinyākhavyākhayā ca sanāthitā*. 4 vols. Varanasi: Motilal Banarsidass, 1961.

<sup>126</sup>Kale[1897: vii], M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xxi, xxxii] 及び Lienhard[1984: 182] を見よ。

- DhĀ** *Dhvanyāloka* (Ānandavardhana): K. Krishnamoorthy ed. *Dhvanyāloka of Ānandavardhana. Critically Edited with Introduction, Translation & Notes by K. Krishnamoorthy, with a Foreword by K. R. Srinivasa Iyengar*. Delhi: Motilal Banarsidass, 1974. Second Edition, 1982.
- DhP** *Dhātupāṭha*: Sumitra Mangesh Katre ed. *Pāṇinian Studies I. Building Centenary and Silver Jubilee Series 52*. Poona: Deccan College, 1967.
- Jayamaṅgalā** *Jayamaṅgalā* (Jayamaṅgala). See BhK (1).
- KA** (1) *Kāvyaḷaṃkāra* (Bhāmaha): Kamalāśaṅkara Prāṇaśaṅkara Trivedī ed. *The Pratāparudrayaśobhūshaṇa of Vidyānātha with the Commentary, Ratnāpaṇa, of Kumārasvāmin, Son of Mallinātha, and with a Critical Notice of Manuscripts, Introduction, Critical and Explanatory Notes and an Appendix Containing the Kāvyaḷaṃkāra of Bhāmaha*. Bombay: Government Central Press, 1909.
- (2) P. V. Naganatha Sastry ed. *Kāvyaḷaṃkāra of Bhāmaha. Edited with English Translation and Notes*. Tanjore: Wallace Pringing House, 1927. Second Edition, Delhi: Motilal Banarsidass, 1970.
- KĀ** *Kāvyaḍarśa* (Daṇḍin): O. Böhtlingk ed. *Daṇḍin's Poetik (Kāvyaḍarśa)*. *Sanskrit und Deutsch*. Leipzig: Verlag Von H. Haessel, 1890.
- KAS** *Kāvyaḷaṃkārasūtra* (Vāmana): Carl Cappeller ed. *Vāmana's Lehrbuch der Poetik*. Jena: Verlag von Hermann Dufft, 1875.
- KASV** *Kāvyaḷaṃkārasūtravṛtti* (Vāmana). See KAS.
- KP** *Kāvyaḷaṃkāra* (Mammāta): Raghunath Damodar Karmapkar ed. *Kāvyaḷaṃkāra of Mammāta with the Sanskrit Commentary Bālabodhinī by the Late Vamanacharya Ramabhata Jhalakikar*. Revised from the Sixth Edition, Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute, 1965.
- KS** *Kumārasambhava* (Kālidāsa): M. S. Narayana Murti ed. *Vallabhadeva's Kommentar (Śāradā Version) zum Kumārasambhavam des Kālidāsa*. Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland, Supplementband 20, I. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag, 1980.
- KV** *Kāśikāvṛtti* (Jayāditya and Vāmana): Aryendra Sharma, Khanderao Deshpande, D. G. Padhye eds. *Kāśikā. A Commentary on Pāṇini's Grammar*. By Vāmana & Jayāditya. 2 vols. Sanskrit Academy Series 17, 20. Hyderabad: Sanskrit Academy, 1969–1970.
- MBh** *Mahābhāṣya* (Patañjali): F. Kielhorn ed. *The Vyākaraṇa-mahābhāṣya of Patañjali*. 3 vols. Bombay Sanskrit and Prakrit Series 18–22, 28–33. Bombay: Government Central Press, 1880–1885. Third Edition, *Revised and Furnished with Additional Readings, References and Select Critical Notes by K. V. Abhyankar*. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute, 1962–1972.
- MDhV** *Mādhavīyadhātuvṛtti* (Sāyaṇa): Swami Dwirikadas Shastri ed. *The Mādhavīyā Dhātuvṛtti [a Treatise on Sanskrit Roots Based on the Dhātupāṭha of Pāṇini]*. Second Edition, Varanasi: Tara Book Agency, 1987.
- Mugdhabodhinī** *Mugdhabodhinī* (Bharatamallika). See BhK (3).
- Nyāsa** *Nyāsa* (Jinendrabuddhi): Śrīnārāyaṇa Miśra ed. *Kāśikāvṛtti of Jayāditya-Vāmana, along with Commentaries Vivaraṇapañcikā-Nyāsa of Jinendrabuddhi and Padamañjarī of Haradatta Miśra*. 6 vols. Ratnabharati Series 5–10. Varanasi: Ratna Publications, 1985.
- PM** *Padamañjarī* (Haradatta). See *Nyāsa*.
- Prakāśa** *Prakāśa* (Helārāja). See VP.
- Rāvaṇārjunīya** *Rāvaṇārjunīya* (Bhaṭṭa Bhīma): Mahāmahopādyaḷa Paṇḍit Śivadatta and Kāśhīnāth Pāṇḍurang Parab eds. *The Rāvaṇārjunīya of Bhaṭṭa Bhīma*. Kāvyaḷaṃkāra 68. Bombay: Tukārām Jāvajī, 1900.
- Sarvapaṭhīnā** *Sarvapaṭhīnā* (Mallinātha). See BhK (2).
- SK** *Siddhāntakaumudī* (Bhaṭṭojidīkṣita): Vasudev Lakshman Shastri Panashikar ed. *Siddhāntakaumudī with the Tattvabodhinī Commentary of Jñānendra Sarasvatī and the Subodhinī Commentary of Jayakṛṣṇa*. The Vrajajivan Prachya-bharati Granthamala 5. Bombay: Nirnaya Sagar Press, 1915. Reproduction, Delhi: Chaukhamba Sanskrit Pratishthan, 1985.
- ŚP** *Śṛṅgāraprakāśa* (Bhoja): Venkatarama Raghavan ed. *Śṛṅgāraprakāśa of Bhoja*. Part I. Harvard Oriental Series 53. Cambridge: Harvard University Press, 1998.
- ST** *Suvṛttatilaka* (Kṣemendra): Nyāyopādyaḷa Kāvyaṭīrtha and Paṇḍita Śrīduṇḍhirājaśāstri eds. *Suvṛtta Tilaka by Mahākavi Śrī Kṣemendra*.

- Haridas Sanskrit Series 26. Varanasi: The Chowkhamba Sanskrit Series Office, 1933.
- TB** *Tattvabodhinī* (Jñānendrasarasvatī). See SK.
- UV** *Udyānavṛtti*: D. T. Tatcharya Siromani ed. *Bhāmaha's Kāvyaḷankāra with Udyāna Vṛtti, a Lucid Commentary, English and Sanskrit Introduction, (Index), and an Appendix Dealing with Alankarikas*. Foreword by M. Krishnamachariar. Tiruvadi: The Srinivasa Press, 1934.
- Vācaspatya** *Vachaspatyam* (A Comprehensive Sanskrit Dictionary). Compiled by Sri Taranatha Tarkavachaspati. The Chowkhamba Sanskrit Series Work 94. Varanasi: The Chowkhamba Sanskrit Series Office, 1970.
- Vivarāṇa** *Vivarāṇa* (Nārāyaṇapaṇḍita): Gaṇapati Śāstrī ed. *Kumārasaṃbhava of Kālidāsa with the Two Commentaries, Prakāsikā of Aruṇagirinātha and Vivarāṇa of Nārāyaṇapaṇḍita*. 3 vols. Trivandrum Sanskrit Series 27, 32, 36. Trivandrum, 1913–14.
- VP** *Vākyapadīya* (Bhartrhari): K. A. Subramania Iyer ed. *Vākyapadīya of Bhartrhari with the Commentary of Helārāja, Kāṇḍa III, Part 1*. Deccan College Monograph Series 21. Poona: Deccan College, 1963.
- Vt** *Vārttika* (Kātyāyana). See MBh.
- (2) 二次文献
- Abhyankar, Kashinath Vasudev and J. M. Shukla.  
1986 *A Dictionary of Sanskrit Grammar*. Baroda: Oriental Institute, 1961. Third Edition (Reprint), 1986.
- Bhaṭṭi  
1867 “Bhaṭṭikāvya.” *The Pandit* 1 (supplement): 1–2.
- Bharadvaj, Sudhi Kant  
1994 “Linguistic evaluation of karmapravacanīyas.” *Annals of the Bhandarkar Oriental Research Institute* 74: 141–151.
- Cardona, George.  
1974 “Pāṇini's kārika: agency, animation, and identity.” *Journal of Indian Philosophy* 2: 231–306.  
1997 *Pāṇini: His Work and its Traditions. Volume One. Background and Introduction*. Delhi: Motilal Banarsidass, 1988. Second Edition, Revised and Enlarged, 1997.
- De, Sushuil Kumar.  
1976 *History of Sanskrit Poetics*. Reprint, Calcutta: Firma Klm Private Limited.
- Deshpande, Madhav M.  
1993 “The changing notion of śiṣṭa from Patañjali to Bhartrhari.” *Asiatische Studien* 47: 95–115.
- Devi, L. Sulochana.  
1988 “A survey of the grammatical mahākāvya of Kerala.” *Vishveshvaranand Indological Journal* 26: 169–176.
- Fallon, Oliver.  
2009 *Bhaṭṭi's Poem: The Death of Rāvaṇa by Bhaṭṭi*. New York: New York University Press and the JJC Foundation.
- Gerow, Edwin.  
1971 *A Glossary of Indian Figures of Speech*. Hague: Mouton.
- Goodall, Dominic and Harunaga Isaacson.  
2003 *The Raghupañcikā of Vallabhadeva being the Earliest Commentary on the Raghuvamśa of Kālidāsa, Volume I. Critical Edition with Introduction and Notes*. Groningen: Egbert Forsten.
- Hattori, Mari.  
1997 “On the rhyme (*yamaka*) in Sanskrit poetics.” *Annals of the Bhandarkar Oriental Research Institute* 78: 263–274.
- Hooykaas, C.  
1957 “On some *arthāḷankāras* in the *Bhaṭṭikāvya* X.” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 20: 351–363.  
1958 “Stylistic figures in the Old-Javanese *Rāmāyaṇa Kakawin*.” *Journal of the Oriental Institute* 7: 135–157.
- Iyer, V. Narayana.  
1952 *Dandin's Kāvyaḷadarśa with Commentary of Jeebananda Vidyasagara Bhattacharya and an Introduction and an English Translation*. Madras: Netaji Subhash Chandra Bose Road.
- Jha, Ganganath  
1928 *Vāmana's Kāvyaḷamkāra-Sūtra-Vṛtti. Translated into English*. “Indian Thought” Series 2. Second Edition, Revised, Poona: Oriental Book Agency.
- Joshi, S. D. and J. A. F. Roodbergen  
1969 *Patañjali's Vyākaraṇa-Mahābhāṣya. Avyayībhāvatatpuruṣāhnikā (P.2.1.2-2.1.49). Edited with Translation and Explanatory Notes*. Poona: University of Poona.

- 1973a “The treatment of compound in Sanskrit grammar: a survey.” In *Studies in Historical Sanskrit Lexicography*, Edited by A. M. Ghatage, R. N. Dandekar and M. A. Mehendale, 45–56. Poona: Decan College.
- 1973b *Patañjali's Vyākaraṇa-Mahābhāṣya. Tatpuruṣāhnikā (P. 2.2.2-2.2.23)*. Edited with Translation and Notes. Poona: University of Poona.
- 1975 *Patañjali's Vyākaraṇa-Mahābhāṣya. Kārakāhnikā (P. 1.4.23-1.4.55)*. Introduction, Translation and Notes. Poona: University of Poona.
- 1986 *Patañjali's Vyākaraṇa-Mahābhāṣya. Paśpaśāhnikā. Introduction, Text, Translation and Notes*. Pune: University of Poona.
- Kale, M. R.  
1897 *The Bhaṭṭikāvyaṃ with the Commentary of Jayamangala. Cantos I–V. Edited with a Literal English Translation, Note (Grammatical, Explanatory and Critical), Instruction and Glossary*. Bombay: The Śāradākṛīdana Press.
- Kane, P. V.  
1971 *History of Sanskrit Poetics*. Forth Edition, Delhi: Motilal Banarsidass.
- Karandikar, Maheshwar Anant and Shailaja Karandikar.  
1982 *Bhaṭṭikāvyaṃ. Edited with an English Translation*. Delhi: Motilal Banarsidass.
- Katre, Sumitra G.  
1989 *Aṣṭādhyāyī of Pāṇini. Roman Transliteration and English Translation*. Delhi: Motilal Banarsidass.
- Keith, A. Berriedale.  
1996 *A History of Sanskrit Literature*. First Indian Edition, Delhi: Motilal Banarsidass Publishers Private Limited, 1993. Reprint, 1996.
- Krishnamachariar, M., assisted by M. Srinivasachariar.  
1974 *History of Classical Sanskrit Literature. Being an Elaborate Account of All Branches of Classical Sanskrit Literature, with Full Epigraphical and Archaeological Notes and References, an Introduction Dealing with Language, Philology and Chronology and Index of Authors and Works*. First Edition, Delhi: Motilal Banarsidass, 1937. Third Edition, 1974.
- Leonardi, G. G.  
1972 *Bhaṭṭikāvyaṃ. Translation and Notes*. Leiden: E. J. Brill.
- Lienhard, Siegfried.  
1984 *A History of Classical Poetry: Sanskrit—Pāli—Prakrit*. A History of Indian Literature Vol. III, Fasc. I. Wiesbaden: Otto Harrassowitz.
- Narang, Satya pal.  
1969 *Bhaṭṭikāvya: A Study*. Delhi: Motilal Banarsidass.
- Raghavan, V.  
1978 *Bhoja's Śṛṅgāra Prakāśa (Recipient of the Sahitya Akademi Award for the Best Book of Sanskrit Research)*. Third Revised Enlarged Edition, Madras: Punarvasu.
- Roodbergen, J. A. F.  
1984 *Mallinātha's Ghaṇṭāpatha on the Kirātārjunīya, I–VI, Part One: Introduction, Translation and Notes*. Leiden: E. J. Brill.  
2008 *Dictionary of Pāṇinian Grammatical Terminology*. Pune: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Sastry, P. V. Naganatha.  
1970 *Kāvyaśāstrīya of Bhāmaha. Edited with English Translation and Notes*. Tanjore: Wallace Pringing House, 1927. Second Edition, Delhi: Motilal Banarsidass, 1970.
- Śāstrī, Haraprasād Mahāmahopādhyāya.  
1912 “A note on Bhaṭṭi.” *Journal and Proceedings of the Asiatic Society of Bengal* 8: 289.
- Shah, Nilanjana S.  
1984 “Bhaṭṭi as quoted in the Durghaṭavṛtti.” *Sambodhi* 13: 35–56.
- Sudyka, Lidia.  
2000 “What does the *Bhaṭṭi-kāvya* teach.” In *On the Understanding of Other Cultures*, Edited by Piotr Balcerowicz & Marek Mejer, 449–460. Warsaw: Oriental Institute, Warsaw University.  
2003 “From Aśvaghōṣa to Bhaṭṭi: the development of the *mahākāvya* genre.” In *2nd International Conference on Indian Studies: Proceedings*, Edited by Renata Czekalska and Halina Marlewicz, 527–546. Cracow Indological Studies 4–5. Kraków: Księgarnia Akademicka.  
2005 “Sea images in the *Bhaṭṭikāvya* with special reference to its *sarga XIII*.” In *Love and Nature in Kāvya Literature: Proceedings*, Edited by Lidia Sudyka, 125–142. Cracow Indological Studies 7. Kraków: Księgarnia Akademicka.

## Sūryakānta

1954 *Kṣemendra Studies. Together with an English Translation of his Kavikanṭhābharaṇa, Aucityavicāracarcā and Suvrttilaka.* Poona Oriental Series 91. Poona: Oriental Book Agency.

## Trivedī, Kamalāśāṅkara Prāṇaśāṅkara.

1898 *The Bhaṭṭi-Kāvya or Rāvaṇavadha Composed by Śrī Bhaṭṭi. Edited with the Commentary of Mallinātha and with Critical and Explanatory Notes.* 2 vols. Bombay Sanskrit Series 56–57. Bombay: Government Central Book Depot.

## Vasu, Śrīśa Chandra.

1980 *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini. Edited & Translated into English.* 2 vols. Allahabad, 1891. Reprint, Delhi: Motilal Banarsidass, 1980.

## Warder, A. K.

1983 *Indian Kāvya Literature. Volume Four. The Ways of Originality (Bāṇa to Dāmodaragupta).* Delhi: Motilal Banarsidass.

1988 *Indian Kāvya Literature. Volume Five. The Bold Style (Śaktibhadra to Dhanapāla).* Delhi: Motilal Banarsidass.

## 赤松明彦

1994 「バルトリハリにおける abhyudaya と niḥśreyasa—文法学は何のために学ばれるのか—」『哲学年報』53: 1–24.

1998 『古典インドの言語哲学2 文について』東京: 平凡社

## 岩本裕

1980 『ラーマヤナ1』東京: 平凡社

1985 『ラーマヤナ2』東京: 平凡社

## 浅井真理

1996 「インド古典修辞学における押韻 (yamaka) について」『東海佛教』41: 82(39)–70(51).

## M. ヴィンテルニッツ (中野義照訳)

1966 『インドの純文学』和歌山: 日本印度学会

1973 『インドの学術書』和歌山: 日本印度学会

## 大類純

1954a 「バーマハとバツティとの連関に関する一考察」『宮本正尊教授還暦記念論文集 印度学仏教学論集』所収 (pp. 89–108) 東京: 三省堂

1954b 「印度古典修辞学史上に於けるバーマハ」『印度学仏教学研究』3-1: 80–86.

## 小川英世

1984a 「Kaṇḍabhaṭṭa の否定詞論」『広島大学文学部紀要』44: 75–97.

1984b 「インド土着文法における分析と総合」『哲学』36: 82–95.

2000 「バルトリハリの〈能成者〉論」『戸崎宏正博士古稀記念論文集 インドの文化と論理』所収 (pp. 533–584) 福岡: 九州大学出版会

2002 「インド古典文法学研究」広島大学提出学位請求論文

2008 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究—VP3.7.45-54: 〈目的〉(karman) 論序—」『比較論理学研究』5: 23–44.

2010 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究—VP3.7.59-63: 〈目的・行為主体〉(karmakarṭṛ) 論 (2)—」『比較論理学研究』7: 7–28.

## 川村悠人

2011a 「Meghadūta (『雲の使者』) 研究—ヴァッラバデーヴァとマツリナータ (1)—」『比較論理学研究』8: 167–220.

2011b 「Meghadūta における反復表現—ヴァッラバデーヴァとマツリナータの解釈—」『哲学』63: 129–141.

## 古宇田亮修

2010 「Bhāmaha 著 Kāvyaśāṅkara 『詩の修辞法』第1～2章—テキストならびに訳注—」『長谷川仏教文化研究所年報』34: 190(1)–153(38).

2011 「Bhāmaha 著 Kāvyaśāṅkara 『詩の修辞法』第4章—テキストならびに訳注—」『長谷川仏教文化研究所年報』35: 188(13)–171(30).

## 辻直四郎

1973 『サンスクリット文学史』東京: 岩波書店

1974 「インド文法学概観—サンスクリット文法附録—」『鈴木学術財団研究年報』11: 1–28.

## 前号論文の正誤表

昨年の『比較論理学研究』第8号に掲載した拙稿(川村[2011a])中に単純な誤植や明らかな誤訳箇所等が多数見受けられたため、以下に正誤表に挙げる。また、東京大学大学院の石井裕氏からは同論文中原典解釈や誤訳箇所等に関する非常に有益かつ貴重なご教示とご意見を賜った<sup>127</sup>。ここに記して氏に御礼申し上げる。

頁・行	誤	正
175.26	南インド	南インドで
176.11	sundarakāṇḍa	sundarakāṇḍa
176 (fn. 40.4)	suhṛdupanataḥ	suhṛdupagataḥ
178 (fn. 54.14)	〈押韻〉	〈同音反復〉
180.10	崇拜する	念想する
180.12–14	学問の女神よ、愛を与える抛り所となり、世界中のもの達の寄る辺となる行いを、貴方のために私はなそう	言葉の女神よ、動不動物達の源であり、望みのものを与えてくれる貴方の御足を私は寄る辺とする
181.13	この上ない	乗り越え難い
181 (fn. 71.1)	dvidīyā	dviṭīyā
182.2	vidhyādhara	vidyādhara
183.13–15	腕から黄金の腕輪も抜け落ち、その山で幾月かを過ごした後	その山で幾月かを過ごした後、腕から黄金の腕輪も抜け落ちて
186 (fn. 100.1–2)	複合語の最終要素である rājan, ahan, sakhi の後に	rājan (「王」)、ahan (「日」)、sakhi (「友」) で終わる〈名詞語基〉の後に
193 (fn. 156.1–3)	行為の反復 (nitya)、もしくは行為か属性による物事の普及 (vīpsā) を表示するため	反復される行為、もしくは行為か属性による物事の普及が標示されるべき時
196 (fn. 181.1–2)	始点と終点の限界を示す時	排除的限界か内包的限界を意味する時
196 (fn. 183.1–3)	複合語の最終要素である rājan, ahan, sakhi という〈名詞語基〉(prātipadika) の後に	rājan (「王」)、ahan (「日」)、sakhi (「友」) で終わる〈名詞語基〉の後に
197 (fn. 187.1–2)	行為の反復 (nitya)、もしくは行為か属性による物事の普及 (vīpsā) を表示するため	反復される行為、もしくは行為か属性による物事の普及が標示されるべき時
197 (fn. 193.1–3)	行為の反復 (nitya)、もしくは行為か属性による物事の普及 (vīpsā) を表示するため	反復される行為、もしくは行為か属性による物事の普及が標示されるべき時
199 (fn. 205.60)	花咲かす	花を咲かすこと
201.3	数珠	ルドラークシャの数珠

<sup>127</sup> 正誤表に反映されているもの以外で、氏からは次のようなご指摘を頂いた。即ち、(1) ‘vastunirdeśa’ の ‘vastu’ は詩学の術語としてはカーヴィアの itivṛtta (筋、内容、題材) を指すのが普通であり、作品冒頭でそれを提示する仕方は様々であるから、その中に重要登場人物を示す形のものもあるというだけのことで、特に主人公 (nāyaka) や副主人公 (upanāyaka) を指す ‘vastu’ という語の用法が確立しているわけではないこと、(2) ラサ論に関しては、Nāṭyaśāstra 中の記述とマリナータの見解及び念頭にあるものとの間には相違がある場合があるので注意すべきであること、また、筆者が使用したラサ論関係の訳語は大いに検討の余地があり、現段階では上村勝彦氏の一連の研究中で使用されている訳語を拝借する方が無難であること、(3) ヴァッラバデーヴァの注釈書に対して与えられる ‘pañcikā’ という用語に関して、‘pañjikā’ を定義する Kāvyaṁimāmsā の記述を参照する価値があること、(4) ヴァッラバデーヴァが挙げる ‘śravana’ という項目に関して、ルドラタ (Rudrata, 9世紀) が Kāvyaṁamkāra 中でなすマハーカーヴィアの定義を参照する価値があること、(5) カンダカーヴィア (khaṇḍakāvya) という用語の初出は Sāhityadarpaṇa であるが、その起源はルドラタの Kāvyaṁamkāra に遡れると考えられ、カンダカーヴィアやヴァッラバデーヴァのカンダカーヴィア観を考察する際には Sāhityadarpaṇa だけでなく Kāvyaṁamkāra にも目を向けるべきであること、(6) アーキアーイカー (ākhyāyikā) とカター (kathā) の定義がバーマハとダンディン以来詩論家達の間で一致を見ないことに触れておくべきであり、ルドラタの Kāvyaṁamkāra 中の記述にも言及すべきであること、である。

また同論文の解題部中ではマリナータ注のテキストに従って議論を進めている箇所(特に内容概観の箇所)があるが、文献学的にはヴァッラバデーヴァ注のものに従って議論を進めるべきであった。何故なら、最も古い注釈書が伝える読みの方が原典に近い可能性が高いと考えられるからである。石井氏から頂いたご指摘と合わせて反省材料とすると同時に今後の課題としたい。

201 (fn. 210.16) 203.9-11	数珠 腕から黄金の腕輪も抜け落ち、その山 で幾月かを過ごした後	ルドラークシャの数珠 その山で幾月かを過ごした後、腕から 黄金の腕輪も抜け落ちて
208 (fn. 249.1-3)	複合語の最終要素である rājan, ahan, sakhi という〈名詞語基〉(prātipadika) の後に	rājan (「王」)、ahan (「日」)、sakhi (「友」) で終わる〈名詞語基〉の後に
209.3	過剰性	付加性
209 (fn. 253.1)	過剰性	付加性
211 (fn. 261.1-2)	始点と終点の限界を示す時	排除的限界か内包的限界を意味する時
211.3-6	過剰性	付加性
211 (fn. 267.11-12)	過剰性	付加性
212 (fn. 267.28-29)	過剰性	付加性
212 (fn. 267.37-38)	āmredita という語は〈大術語〉の根拠 であり	āmredita という〈大術語〉を与えるの は
212 (fn. 267.43)	彼は私のことが好きでたまらない	私は彼のことが大好きだ
212 (fn. 267.44)	過剰性	付加性
212 (fn. 267.46-48)	まさにこれ (āmredita という語) は〈大 術語〉の根拠であり、過剰性が表示さ れるべき時に反復表現が起こることを 知らしめる指標である	まさに以上のように、〈大術語〉を与え ていることは『付加性の意味で反復表 現が起こる』ということを知らしめる 指標である
214.46	<i>Padamañjalī</i>	<i>Padamañjarī</i>
215.21	3 vol.	3 vols.
215.42	<i>Kāvyālaṃkāra</i>	<i>Kāvyālaṃkāra</i>
216.9	<i>edied</i>	<i>edited</i>
217.15-16	3 vol.	3 vols.
217.17	2004a	2004
217.25	<i>Tranlation</i>	<i>Translation</i>
218.3-4	Lobrary	Library
218.20	Biblography	Bibliography
218.34	<i>edied</i>	<i>edited</i>
218.35	<i>Transration</i>	<i>Translation</i>

(かわむら ゆうと、広島大学大学院 [インド哲学])